

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

内閣

## 〔国会事項〕

## 〔人事異動〕

## 〔叙位・叙勲〕

## 〔官房報告〕

## 官房事項

関東地方整備局公示(関東地方整備局)  
中国地方整備局公示(中国地方整備局)国土調査法による地図及び簿冊の作成  
(国土交通省)国土調査法に基づく国土調査と同一の  
効果があるものとしての指定の公告  
(同)日本国に帰化を許可する件  
(法務省告示配一)外國弁護士による法律事務の取扱い等  
に関する法律第九条の規定による承認  
をした件(同二)既存住宅状況調査技術者講習登録規  
程により既存住宅状況調査技術者講  
習実施機関の講習委員を変更する件  
(国土交通三〇五、三〇六)国土調査法による地図及び簿冊の作成  
(国土交通省)国土調査法に基づく国土調査と同一の  
効果があるものとしての指定の公告  
(同)日本国に帰化を許可する件  
(法務省告示配一)外國弁護士による法律事務の取扱い等  
に関する法律第九条の規定による承認  
をした件(同二)既存住宅状況調査技術者講習登録規  
程により既存住宅状況調査技術者講  
習実施機関の講習委員を変更する件  
(国土交通三〇五、三〇六)国土調査法による地図及び簿冊の作成  
(国土交通省)日本国に帰化を許可する件  
(法務省告示配一)既存住宅状況調査技術者講習登録規  
程により既存住宅状況調査技術者講  
習実施機関の講習委員を変更する件  
(国土交通三〇五、三〇六)日本国に帰化を許可する件  
(法務省告示配一)

四

三

二

一

○厚生労働省令第五十六号  
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和七年四月十四日  
厚生労働大臣 福岡 資麿

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次の表のように改正す  
る。

(傍線部分は改正部分)

## 省令

改	正	後	改	正	前
第四十条	(略)	(免許の申請)	第四十条	(略)	(免許の申請)
2	前項の申請を、第四十七条の規定による 申請(実技試験及び学科試験の全部の免除 を受けようとする者の申請に限る。)と併せ て行う場合には、同項の規定にかかわらず、 職業訓練指導員試験合格証書を添えること を要しないものとする。	(新設)	2	前項の申請を、第四十七条の規定による 申請(実技試験及び学科試験の全部の免除 を受けようとする者の申請に限る。)と併せ て行う場合には、同項の規定にかかわらず、 職業訓練指導員試験合格証書を添えること を要しないものとする。	(新設)

- 職業能力開発促進法施行規則の一部  
を改正する省令(厚生労働五六)
- 航空法施行規則の一部を改正する省  
令(国土交通五五)

## 〔法規的告示〕

- 平成二十九年国土交通省告示第二百  
七十九号の一部を改正する件

## 〔その他告示〕

- 国土交通三〇四

## 〔公 告〕

## 諸事項

## 官厅

## 裁判所

## 押収物還付、財團関係

## 特殊法人等

## 企業年金基金変更関係

## 会社その他

(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

○信号符字を取り消した件(同三〇九)  
○船舶国籍証書を無効とした件  
○都市計画に関する件  
(同三一〇)

○九州地方整備局七四、七五

○厚生労働省令第五十六号  
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和七年四月十四日  
厚生労働大臣 福岡 資麿

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次の表のように改正す  
る。

(傍線部分は改正部分)

## 省令

改	正	後	改	正	前
第四十五条	(略)	(職業訓練指導員試験)	第四十五条	(略)	(職業訓練指導員試験)
3   2	実技試験及び学科試験の全部の免除を受 けようとする者を対象とした職業訓練指導 員試験に係る前項の規定の適用について は、同項中「当該期日の二月前までに」と あるのは「あらかじめ」とする。	(新設)	2	前項の規定により職業訓練指導員免許を 受けようとする者に対する第四十条の適用 については、同条第一項の書面は、前項各 号のいずれかに該当することを証する書面 とする。	(新設)

## 附 則

(職業訓練指導員免許に関する経過措置)

第九条 (略)

2 前項の規定により職業訓練指導員免許を  
受けようとする者に対する第四十条の適用  
については、同条第一項の書面は、前項各  
号のいずれかに該当することを証する書面  
とする。

## 附 則

(職業訓練指導員免許に関する経過措置)

第九条 (略)

2 前項の規定により職業訓練指導員免許を  
受けようとする者に対する第四十条の適用  
については、同条第一項の書面は、前項各  
号のいずれかに該当することを証する書面  
とする。

○信号符字を点附した件(同三〇八)  
○信号符字を取り消した件(同三〇九)  
○船舶国籍証書を無効とした件  
○都市計画に関する件  
(同三一〇)

○九州地方整備局七四、七五

○信号符字を取り消した件(同三〇九)  
○船舶国籍証書を無効とした件  
○都市計画に関する件  
(同三一〇)

○九州地方整備局七四、七五

○信号符字を取り消した件(同三〇九)  
○船舶国籍証書を無効とした件  
○都市計画に関する件  
(同三一〇)

○九州地方整備局七四、七五

○国土交通省令第五十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十八条第二項の規定に基づき、及び同条第一項の規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

国土交通大臣 中野 洋昌

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

（航空日誌）	改 正 後	（航空日誌）	改 正 前
<b>第一百四十二条</b> 法第五十八条第一項の規定により航空機の使用者が備えなければならない航空日誌は、法第三十一条各号に掲げる航空機以外の航空機については搭載用航空日誌又は滑空機用航空日誌とし、法第一百三十一条各号に掲げる航空機については搭載用航空日誌とする。		<b>第一百四十二条</b> 法第五十八条第一項の規定により航空機の使用者が備えなければならない航空日誌は、法第三十一条各号に掲げる航空機以外の航空機については搭載用航空日誌又は滑空機用航空日誌とし、法第一百三十一条各号に掲げる航空機については搭載用航空日誌とする。	
一 搭載用航空日誌		一 搭載用航空日誌	
イート (略)		イート (略)	
チ 発動機及びプロペラの装備換えに関する次の記録		チ 発動機及びプロペラの装備換えに関する次の記録	
(一) (略)		(一) (略)	
(二) 確認年月日及び確認を行つた者の署名又は記名押印		(二) 確認年月日及び確認を行つた者の署名又は記名押印	
(三) 装備換えを行つた箇所及び理由		(三) 装備換えを行なつた箇所及び理由	
リ 修理、改造又は整備の実施に関する次の記録		リ 修理、改造又は整備の実施に関する次の記録	
(一) (略)		(一) (略)	
(二) 確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印		(二) 確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印	
(三) 確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印		(三) 確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印	
二 地上備え付け用航空日誌及び地上備え付け用発動機航空日誌		二 地上備え付け用航空日誌及び地上備え付け用発動機航空日誌	
イ 発動機又はプロペラの型式		イ 発動機又はプロペラの型式	
ロ 発動機又はプロペラの製造者、製造番号及び製造年月日		ロ 発動機又はプロペラの製造者、製造番号及び製造年月日	

<b>附 則</b>		<b>ハ 発動機又はプロペラの装備換えに関する次の記録</b>	
○国土交通省告示第三百四号	この省令は、公布の日から施行する。	二 (一) 装備換えを行なつた者の署名又は記名押印	二 (一) 装備換えを行なつた者の署名又は記名押印
製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）の施行に伴い、平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号の一部を次のように改正する。	二 (二) 装備換えた機器の型式	二 (二) 装備換えた機器の型式	二 (二) 装備換えた機器の型式
令和七年四月十四日		二 (三) 装備換えた機器の国籍	二 (三) 装備換えた機器の国籍
		三 (一) 製造後の総使用時間及び最近の修理、改造又は整備の実施に関する次の記録	三 (一) 製造後の総使用時間及び最近の修理、改造又は整備の実施に関する次の記録
		三 (二) オーバーホール後の総使用時間	三 (二) オーバーホール後の総使用時間
		三 (三) 確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印	三 (三) 確認年月日及び確認を行なつた者の署名又は記名押印
		四 (一) 使用年月日及び時間	四 (一) 使用年月日及び時間
		四 (二) 航空機の航行の安全を確保するための装置	四 (二) 航空機の航行の安全を確保するための装置
		五 (一) 前項の規定にかかわらず、法第三十一条各号に掲げる航空機の搭載用航空日誌に記載すればよい。	五 (一) 前項の規定にかかわらず、法第三十一条各号に掲げる航空機の搭載用航空日誌に記載すればよい。
		五 (二) 方向探知機、VOR受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。	五 (二) 方向探知機、VOR受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。
		六 (一) 前項の規定にかかわらず、法第三十一条各号に掲げる航空機の搭載用航空日誌に記載すればよい。	六 (一) 前項の規定にかかわらず、法第三十一条各号に掲げる航空機の搭載用航空日誌に記載すればよい。
		六 (二) 方向探知機、VOR受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。	六 (二) 方向探知機、VOR受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。

## 法規的告示

この省令は、公布の日から施行する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
租税特別措置法施行令第26条の4第9項及び第26条の28の5第26項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。	租税特別措置法施行令第26条の4第9項及び第26条の28の5第26項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。
1・2 (略)	1・2 (略)
別表1～4 (略)	別表1～4 (略)
別表5－1 (第2項第5号イ関係)	土台（認定長期優良住宅建築等計画に仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔が記載されている場合にあっては、床下空間に露出している部分及び当該認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事において露出する部分に限る。以下この表及び次表において同じ。）が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していること。
一 北海道又は青森県の区域内に存する住宅以外の住宅 土台に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（令和7年農林水産省告示第195号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）をいう。次号において同じ。）に規定する保存処理の性能区分のうちK3以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK3以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されていること	一 北海道又は青森県の区域内に存する住宅以外の住宅 土台に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）をいう。次号において同じ。）に規定する保存処理の性能区分のうちK3以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK3以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されていること
二 (略)	二 (略)
別表5－2 (略)	別表5－2 (略)
別表6～11 (略)	別表6～11 (略)
備考 (略)	備考 (略)

## 附 則

この告示は、令和7年7月二十日から施行する。

## そ の 他 告 示

## ○国土交通省告示第三百五号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第六百十四号の一部を次のように改正する。

令和七年四月十四日 国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(一) ～ (八) (略) （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 深井 和宏、水野 健、寶泉 立夫、加藤 正明、小林 良成、宮田 宗一、吉田 泰	(一) ～ (八) (略) （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 深井 和宏、水野 健、片野 隆裕、加藤 正明、小林 良成、宮田 宗一、吉田 泰

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ○国土交通省告示第三百六号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第三百十八号の一部を次のように改正する。

令和七年四月十四日 国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(一) ～ (八) (略) （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 中島 正夫、濱崎 仁、山中誠一郎、岡部 弘明、神保 熊、田中克之、大石 佳知、加藤 剣	(一) ～ (八) (略) （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名 中島 正夫、濱崎 仁、山中誠一郎、岡部 弘明、神保 熊、田中克之、大石 佳知、西出 慎吾

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## ○国土交通省告示第三百七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社住宅新報から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

一 令和七年四月十四日 国土交通大臣 中野 洋昌

一 住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号 S V A X T Tビル3階
変更後	東京都中央区八丁堀三丁目十九番二号 キューアス八丁堀第1ビル6階

二 変更する年月日 令和七年二月二十二日





## 官庁事項

## 官庁報告

第1444号

令和7年4月14日 月曜日 官報

## 関東地方整備局公示

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第四条第一項の規定により、中川・綾瀬川流域水害対策計画を令和七年三月二十六日に定めたので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第二条の規定に基づき、公表する。

令和七年四月十四日

## 中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般的の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

（一）道路の種類 一般国道  
（二）道路線の名前 三十一号

## 占用を制限する区域

域

備考

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜三丁目四八七九番二から同町横浜中央一丁目五一  
二四番二まで

（四）制限の対象とする占用物件  
右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項の規定に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

（五）占用を制限する理由  
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  
（六）占用の制限の開始の期日  
令和七年四月一日  
（七）路面総覧場所 中国地方整備局及び同局広島国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般的の縦覧に供する。  
（一）道路の種類 一般国道  
（二）道路線の名前 五十四号及び百八十三号

域

備考

（三）占用を制限する区域  
安芸高田市八千代町勝田字上恩地一六二五番二から同市八千代町勝田字上恩地一六二六番六まで

（四）制限の対象とする占用物件  
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）  
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

認めた電柱の更新又は移設によるものを除く。）、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

（五）占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  
（六）占用の制限の開始の期日 令和七年四月十四日  
（七）路面総覧場所 中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。  
その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般的の縦覧に供する。  
（一）道路の種類 一般国道  
（二）道路線の名前 二号及び二百五十号

占用を制限する区域

域

備考

備前市香登西字下笠田九六番一から同市香登西字下笠田九二番一まで  
（四）制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

（五）占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  
（六）占用の制限の開始の期日 令和七年四月十四日  
（七）路面総覧場所 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般的の縦覧に供する。  
（一）道路の種類 一般国道  
（二）道路線の名前 百八十号

占用を制限する区域

域

備考

（三）占用を制限する区域  
総社市日羽字川平五〇八番一から同市日羽字川平四九八番一まで  
（四）制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）  
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。  
（五）占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  
（六）占用の制限の開始の期日 令和七年四月十四日  
（七）路面総覧場所 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。  
その関係図面は、令和七年四月十四日から二週間一般的の縦覧に供する。

令和七年四月十四日

中国地方整備局長 林 正道

備考



阿南市	鳥取県	四国地方整備局事務所徳島河川国道局	阿南市長	鳥取県知事	四国地方整備局長	四国地方整備局事務所香川河川国道局	び境富岡町地区公共団体登記業務の調査簿に伴い作成した地図及び農地中間管理機関農地整備事業森藤地区(森藤工区)の一般国道192号馬路防災工事及び用地取得に伴い作成した地図並びに調査簿に伴い作成した地図及び調査簿に伴い作成した地図
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件が、いれを許可する。	令和七年四月十四日 法務大臣 鈴木 靖祐	住所 東京都江東区 ウダエ・サンカラ・ケサリ 昭和54年7月19日生 ウミカ・ケサリ 平成22年4月28日生 アンサ・ケサリ 平成24年9月21日生	住所 奈良県橿原市 カイル・ガブリエル・バシリオ・サルバドル 平成19年5月23日生 キアン・マイケル・バシリオ 平成21年10月11日生	住所 大阪市西区 李美佳 平成5年3月17日生	住所 東京都港区 朴宇星 平成3年11月18日生	住所 東京都港区 霍然 平成4年9月25日生	住所 東京都豊島区 胡辰吉 平成元年1月27日生

住所 東京都江東区 俞佳娜 平成10年11月6日生	住所 千葉県松戸市 木海然木買提力 平成5年2月12日生 曲曼古力艾爾肯 平成2年12月7日生 木海然木スマイヤ 令和6年1月8日生	住所 東京都大田区 董敏 昭和63年5月3日生	住所 東京都豊島区 雷声樂 平成7年5月1日生
住所 福岡市東区 ビベク・アチャリヤ 平成4年6月28日生	住所 福岡市南区 邢銘軒 平成5年10月24日生	住所 名古屋市中区 金美花 昭和54年8月24日生	住所 東京都台東区 曾成 昭和60年12月3日生
住所 神奈川県藤沢市 劉佳莉 昭和57年4月23日生	住所 相模原市南区 ビレンドラ・アディカリ 平成3年8月8日生	住所 名古屋市南区 アナ・カロリナ・ミカ・ナガオカ・ニシホラ 平成3年12月23日生	住所 東京都小平市 ビバリュ・ニコロ・モラレス・コルテズ 平成元年5月21日生
住所 東京都板橋区 賈韜 昭和56年3月24日生	住所 神戸市西区 ホエル・アントニオ・サン・マルティン・ルケ 昭和61年10月15日生	住所 愛知県瀬戸市 何巨明 昭和54年11月26日生	住所 静岡県島田市 ビマル・バラル 平成6年2月1日生
住所 静岡市清水区 范紅波 昭和55年11月2日生	住所 東京都板橋区 彭博 平成2年7月4日生	住所 川崎市麻生区 何尉 平成22年6月30日生	住所 静岡県島田市 シャント・ミスラ 平成11年2月16日生
住所 東京都宗像市 コンデ・オルドニエス・ジェシカ 昭和59年1月23日生	住所 福岡県宗像市 ミナツ・アノボング・リム 平成6年7月5日生	住所 名古屋市東区 駱楚雄 平成5年8月6日生	住所 さいたま市北区 王寧 平成13年5月21日生
住所 東京都小平市 ミナツ・アノボング・リム 平成6年7月5日生	住所 福島県白河市 クリシナ・ティワリ 昭和63年8月14日生	住所 名古屋市昭和区 呂亮 昭和61年9月25日生	住所 埼玉県鶴巣市 ラージャパクシャ・テワゲー・ガヤナータ・マドゥランガ・ラージャパクシャ 平成元年3月14日生
住所 愛知県豊田市 レオナルド・ドバシ・ムニス 平成10年1月16日生	住所 兵庫県尼崎市 カスピ・ティワリ 令和5年1月10日生	住所 愛知県豊田市 リュウイチ・ドミンゴ 平成11年11月14日生	住所 神奈川県鎌倉市 ラージャパクシャ・テワゲー・ヌピー・メツキ・ラージャパクシャ 令和2年2月1日生
住所 東京都中央区 高志遠 昭和54年9月24日生	住所 東京都台東区 劉家達 平成8年7月18日生	住所 北海道虻田郡留寿都村 陳喰康 平成3年10月20日生	住所 金由美 昭和49年10月14日生
住所 東京都江戸川区 高源源 平成22年1月15日生	住所 東京都墨田区 周曉萌 平成元年8月15日生	住所 東京都江戸川区 キン・バ・バ・トウン 昭和60年5月14日生	住所 神奈川県大和市 鄭淑姬 昭和32年1月5日生
住所 東京都墨田区 蔡恒 平成3年2月4日生	住所 東京都墨田区 趙輝輝 昭和54年7月14日生	住所 東京都墨田区 タック・ルー 平成24年6月2日生	住所 川崎市麻生区 于納蔚 昭和62年8月3日生

住所 東京都豊島区 雷声樂 平成7年5月1日生	住所 東京都豊島区 チェン・キム・レン 平成8年6月13日生
住所 沖縄県宜野湾市 ジェーン・サンストス 平成7年1月19日生	住所 東京都新宿区 アレシャンドレ・ケンジ・コザキ 平成8年2月27日生
住所 東京都台東区 曾成 昭和60年12月3日生	住所 東京都小平市 ビバリュ・ニコロ・モラレス・コルテズ 平成元年5月21日生
住所 静岡県島田市 ビマル・バラル 平成6年2月1日生	住所 静岡県島田市 シャント・ミスラ 平成11年2月16日生
住所 さいたま市北区 王寧 平成13年5月21日生	住所 埼玉県鶴巣市 ラージャパクシャ・テワゲー・ガヤナータ・マドゥランガ・ラージャパクシャ 平成元年3月14日生
住所 神奈川県鎌倉市 金由美 昭和49年10月14日生	住所 神奈川県大和市 ラージャパクシャ・テワゲー・ヌピー・メツキ・ラージャパクシャ 令和2年2月1日生
住所 神奈川県大和市 鄭淑姬 昭和32年1月5日生	住所 川崎市麻生区 于納蔚 昭和62年8月3日生
住所 川崎市麻生区 于熙溪 平成26年5月21日生	住所 川崎市麻生区 于熙雅 平成29年2月2日生

法務省告示配第一号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年四月十四日 法務大臣 鈴木 靖祐  
氏名 梁 浩  
生年月日 千九百七十六年一月十六日

# 公 告

## 細 事 項

### 押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

#### 記

#### 名古屋地方検察庁検察官

令和6年検第105491号大麻取締法違反被告事件（令和6年領第1839号） 1. チャック付きボリ袋170枚と多数。2. 卷紙等12セット。3. 白色錠剤1袋。4. グミ様固形物1個。5. 粘性物1袋。6. カートリッジ1袋。7. カプセル15個。8. 大麻又は麻薬に該当する△9-THC等を含有する液状物35本と1,998g。9. スポンジ4個。10. 麻薬である△8-THC等を含有する液状物0.406g。11. 大麻又は麻薬に該当する△9-THCを含有する液状物2,398gと2本。12. 紙封筒1枚。13. 紙袋1袋。14. 黒色マーカーペン1本。15. 領収書1枚。16. 白色プラスチック製ボックス1個。17. 黄色グミ様固形物9個。18. 紫色グミ様固形物14個。19. キャップ付きプラスチック製ボトル1本。20. アルミホイル1本。21. 電子秤2台。22. サランラップ1本。23. ポリ袋2袋と多数。24. 現金325,400円。25. リングノート1冊。26. レターパックライト2枚。27. 白色ビニール袋1枚

令和6年検第109891、109892号詐欺未遂被疑事件（令和6年領第2775号） 1. 現金1,500,000円

令和7年検第100643号覚醒剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反被告事件（令和7年領第134号） 1. 覚醒剤71.547g。2. アルミケース1個。3. 封筒1枚。4. 麻薬であるコカイン3,357g。5. 麻薬であるMDMA101.73g。6. 電子ばかり2台。7. 透明ビニール袋1袋。8. ポーチ2個。9. 大麻草208.204g。10. キャップ付きビニール袋2枚。11. プラスチックケース

1個。12. ピン1個。13. 紙袋2袋。14. プラスチック容器1個。15. 吸引具100本。16. 紙片2片。17. スマートフォン2台。18. 段ボール箱1箱。19. 現金1,000,000円。20. ラップ1枚

#### さいたま地方検察庁検察官

令和3年検第3189号詐欺被告事件（令和4年領第1022号） 1. 封筒2通。2. トラベラーズチェック174枚。3. 外国紙幣18枚

#### さいたま地方検察庁熊谷支部検察官

令和6年検第928・929号邸宅侵入被告事件（令和7年領第48号） 1. 現金730,624円。2. イヤリング1組。3. ピアス2組と1個。4. ネックレス11本。5. プレスレット1本。6. 指輪9個。7. カフス1組。8. タイピン1個。9. 財布9個。10. 古銭17枚と62個。11. 木刀1本。12. 模造刀2本。13. 警察功績章2個。14. 記念メダル1個。15. 金歯様のもの3個。16. 外国貨幣韓国2,527ウォン60チョン。17. 銀杯1個。18. バスケット1個。19. 大判1枚。20. 杯5個。21. 灰皿1個。22. 朱肉2個。23. メダル2個。24. 香呂1個。25. キーホルダー1個。26. 封筒1枚。27. 小物入れ1個。28. 外国硬貨台灣40圓。29. 外国硬貨米国2ドル71セント。30. 貯金箱1個。31. 紙片10枚。32. チャック付きビニール袋12枚。33. ビニール袋2枚。34. 切手396枚。35. スタンド1個。36. 外国硬貨香港4ドル40セント。37. 外国硬貨タイ17バーツ50サタン。38. 福銭1個。39. 外国貨幣シンガポール10ドル31セント。40. 外国硬貨インドネシア700ルピア。41. 外国硬貨マレーシア81セん。42. 外国硬貨イギリス70ペンス。43. 外国硬貨オーストラリア20セント。44. 外国硬貨ベトナム5,000ドン。45. 外国硬貨ボルトガル225エスクード。46. 外国硬貨スペイン3ペセタ。47. 外国硬貨イタリア200リラ。48. 商品券15枚。49. ジュエリーボックス2個。50. ベンダントトップ4個。51. ポーチ1個。52. オベラグラス1個。53. 懐中時計1個。54. 手提げバッグ1個。55. ディスクグライダー1台。56. ケース1個

#### 福岡地方検察庁検察官

令和元年検第6694~6695号覚醒剤取締法違反被告事件（令和2年領第1004号） 1. 船（附属品を含む。）1隻

#### 富山地方検察庁検察官

令和7年検第100303号窃盗被疑事件（令和7年領第48号） 1. たばこ4本。2. ドライバー2個。3. ニッパー1個。4. ペンチ1個。5. フックレンチ1個。6. 明細票2枚。7. 利用証明書1枚。8. 領収書6枚。9. 通行証1枚。10. レシート1枚。11. タイヤレンチ1個。12. ネジ2個。13. ジャンバー1着。14. バッグ5個。15. 日焼け止め67個。16. 制汗剤24個。17. 美容液40個。18. 齒磨き粉2個。19. リップクリーム1個。20. 整髪料4個。21. 化粧水37個。22. 乳液8個。23. 薬用クリーム9個。24. カミソリ8個。25. カミソリ替え刃15箱。26. 保湿液12個。27. 保湿ジェルクリーム3個。28. 医薬品44個。29. 洗顔料7個。30. 健康食品17個。31. マスカラ下地2個。32. マスカラ4個。33. コンドーム4箱。34. 血圧計2個。35. アイライナー4個。36. 腕時計1個。37. エアコン室外機カバー1枚。38. 芳香剤2個。39. 芳香剤1箱。40. 石鹼6個。41. 袋1個。42. フライパン1個。43. 箸2袋。44. 割箸1袋。45. バスマット1枚。46. 傘1個。47. タオル3枚。48. 食品用容器1袋。49. 昆布1袋。50. オイル1個。51. キッチンタオル1袋。52. リュックサック1個。53. 電池2個。54. 油1個。55. 缶コーヒー1個。56. 歯ブラシ1個。57. くつ下5足。58. 現金1,061円

#### 工場財団

神戸市中央区江戸町104番地尾道造船株式会社の工場財団に広島県尾道市山波町甲1005番地尾道造船株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出で下さい。

令和7年4月14日 広島法務局尾道支局

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出でてください。

#### 令和6年（家）第7475号

長崎県西彼杵郡時津町元村郷1124番地

申立人 山口 雪子

本籍長崎県対馬市上対馬町古里501番地、最後の住所福岡県福岡市西区野方1丁目9番18号、死亡の場所宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町、死亡年月日令和5年9月17日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和40年1月13日、職業会社員

被相続人 亡 古里 道子

事務所福岡県福岡市中央区薬院1丁目6番9号福岡ニッセイビル302号

相続財産清算人 弁護士 松澤麻美子

催告期間満了日 令和7年11月14日

福岡家庭裁判所

#### 令和7年（家）第3006号

福岡県筑紫野市大字天山574番地20

申立人 大坪 洋文

本籍福岡県みやま市高田町江浦町337番地2、最後の住所福岡県みやま市高田町江浦町327番地、死亡の場所福岡県みやま市、死亡年月日令和6年4月1日頃から10日頃までの間、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和45年8月7日、職業無職

被相続人 亡 大坪 良介

事務所福岡県久留米市中央町38-6久留米プラザビル4階B 鐘ヶ江・大友法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鐘ヶ江聖一

催告期間満了日 令和7年10月31日

福岡家庭裁判所大牟田支部

#### 令和7年（家）第9013号

福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

申立人 岡垣町

本籍福岡県北九州市門司区大里戸ノ上1丁目4739番地、最後の住所福岡県遠賀郡岡垣町大字吉木758番地5、死亡の場所福岡県遠賀郡岡垣町、死亡年月日令和2年3月5日、出生の場所福岡県筑後市、出生年月日昭和15年4月14日、職業不明

被相続人 亡 下川 文夫

事務所福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅前5番2号1階

相続財産清算人 司法書士 中村 好伸

催告期間満了日 令和7年11月4日

福岡家庭裁判所小倉支部

**令和7年(家)第40009号**  
東京都江戸川区篠崎町6-8-10  
申立人 佐々木成子  
本籍岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地137、最後の住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地137、死亡の場所岩手県紫波郡矢巾町、死亡年月日令和6年3月9日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和52年2月13日、職業会社員  
被相続人 亡 樹 賢  
事務所盛岡市菜園1-3-6 農林会館411号室 弁護士法人稻葉セントラル法律事務所盛岡オフィス  
相続財産清算人 弁護士 田中 宏宜  
催告期間満了日 令和7年11月10日  
盛岡家庭裁判所

**令和6年(家)第4015号**  
岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地  
申立人 大船渡市  
本籍岩手県大船渡市末崎町字大田35番地、最後の住所岩手県大船渡市末崎町字平林87番地1 市営住宅平南アパート102号、死亡の場所岩手県大船渡市、死亡年月日令和6年6月20日、出生の場所岩手県氣仙郡末崎村、出生年月日昭和10年3月23日、職業無職  
被相続人 亡 管野 富夫  
岩手県陸前高田市高田町字館の沖303番地1 アバッセたかた内 弁護士法人空と海そらうみ法律事務所陸前高田事務所  
相続財産清算人 弁護士 富谷 耕作  
催告期間満了日 令和7年11月14日  
盛岡家庭裁判所大船渡出張所

**令和7年(家)第9001号**  
秋田県大館市赤館町2番3号大館山口法律事務所  
申立人 亡木村一男相続財産管理人 山口 謙治  
本籍秋田県鹿角市十和田大湯字上ノ湯28番地42、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県鹿角市、死亡年月日令和4年4月11日頃から同月20日頃、出生の場所秋田県北秋田郡大館町、出生年月日昭和23年5月12日、職業不明  
被相続人 亡 木村 一男

秋田県大館市赤館町2番3号大館山口法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山口 謙治  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
秋田家庭裁判所鹿角出張所

**令和6年(家)第2106号**  
札幌市豊平区豊平6条3丁目2-10-707号  
申立人 今井 登子  
本籍山形県寒河江市大字八鍬246番地1の乙、最後の住所山形県寒河江市大字八鍬246番地の1の乙、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日令和2年12月3日、出生の場所山形県寒河江市、出生年月日昭和26年8月24日、職業無職  
被相続人 亡 工藤 隆弘  
山形市旅籠町2丁目1番36号 第三井菱ビル105弁護士法人武田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 武田 明泰  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
山形家庭裁判所

**令和7年(家)第2013号**  
山形市桧町1丁目8番33号  
申立人 吉田 圭一  
本籍山形県米沢市東1丁目2112番地、最後の住所山形市桜町5番30-305号メゾンほそや北館、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日令和4年6月30日、出生の場所山形県米沢市、出生年月日昭和26年8月28日、職業不明  
被相続人 亡 中村 茂樹  
山形市七日町1丁目4番24号フリーランドビル山形6階  
相続財産清算人 弁護士 外塙 蘭  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
山形家庭裁判所

**令和7年(家)第2021号**  
山形市松見町5番3号  
申立人 奥山 雅士  
本籍山形県山形市前田町5番地1、最後の住所山形市飯田2丁目7番30号福寿乃郷、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日令和6年12月3日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和24年1月6日、職業無職  
被相続人 亡 斎藤千代子  
山形市松見町5番3号  
相続財産清算人 司法書士 奥山 雅士  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
山形家庭裁判所

**令和7年(家)第30013号**  
千葉市稲毛区長沼町341番地7 パークハウス902号  
申立人 伊藤 康雄  
本籍栃木県栃木市入舟町18番地、最後の住所千葉市若葉区小倉町1763番地13 オアゾ桜木、死亡の場所千葉県千葉市若葉区、死亡年月日令和6年10月24日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和36年8月4日、職業無職  
被相続人 亡 金久保行央  
事務所千葉市中央区中央4丁目17番3号袖ヶ浦ビル6階 佐野総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 川崎 仁寛  
催告期間満了日 令和7年11月19日  
千葉家庭裁判所

**令和7年(家)第86号**  
千葉県茂原市山崎1165  
申立人 糸久 貞子  
本籍千葉県茂原市山崎1165番地、最後の住所千葉県茂原市東郷975番地74、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日令和6年11月30日、出生の場所千葉県長生郡二宮本郷村、出生年月日昭和17年9月29日、職業無職  
被相続人 亡 糸久 克己  
事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル602 ふさの葉法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 安川 秀穂  
催告期間満了日 令和7年12月11日  
千葉家庭裁判所一宮支部

**令和7年(家)第101号**  
千葉県長生郡長生村七井土1545番地1  
申立人 株式会社合同資源  
本籍千葉県茂原市中善寺332番地、最後の住所千葉県茂原市中善寺332番地、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日令和6年6月8日、出生の場所千葉県茂原市、出生年月日昭和32年4月5日、職業専業農家  
被相続人 亡 斎藤 康弘  
事務所千葉市中央区中央4丁目12番1号KA中央ビル5階 梨本・山本総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山本 好生  
催告期間満了日 令和7年12月11日  
千葉家庭裁判所一宮支部

**令和7年(家)第55号**  
千葉県安房郡鋸南町下佐久間830番地  
申立人 鋸南開発株式会社  
本籍千葉県南房総市小浦323番地、最後の住所千葉県南房総市小浦323番地、死亡の場所千葉県安房郡鋸南町、死亡年月日令和6年6月24日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和28年6月25日、職業自営業  
被相続人 亡 岡田 孝司  
千葉県館山市北条1865番地 えざわ司法書士事務所  
相続財産清算人 江澤 正志  
催告期間満了日 令和7年11月18日  
千葉家庭裁判所館山支部

**令和6年(家)第73475号**  
東京都北区中十条1丁目7番8号  
申立人 東京都北都税事務所長  
本籍岡山県倉敷市玉島勇崎688番地、最後の住所東京都北区十条仲原3丁目10番8号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日推定令和6年7月18日、出生の場所千葉県船橋市、出生年月日昭和17年9月8日、職業不詳  
被相続人 亡 井手扶佐美  
事務所東京都新宿区左門町6-7 鯉江ビル702号室 東京クローバー法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 野嶋 真人  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第90077号**  
鹿児島県姶良市池島町34番地14  
申立人 中川 明子  
本籍東京都府中市北山町2丁目16番地の9、最後の住所東京都府中市北山町2丁目16番地の9、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日推定令和4年9月3日、出生の場所台湾台北市、出生年月日昭和18年12月13日、職業無職  
被相続人 亡 飯山 康代  
事務所東京都中央区日本橋室町1丁目12番15号テラサキ第2ビル2階 尾崎法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 上杉 雅央  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第7045号**  
 川崎市川崎区宮前町12番11号  
 申立人 横浜地方検察庁川崎支部検察官検事  
 熊澤 貴士  
 本籍福井県福井市勝見1丁目251番地、最後の住所川崎市宮前区西野川1丁目23番9—110号野川西市営住宅、死亡の場所神奈川県川崎市中原区、死亡年月日令和5年5月20日、出生の場所福井県福井市、出生年月日昭和5年1月11日、職業不明  
 被相続人 亡 前波 昭治  
 川崎市中原区小杉町3丁目19番地KWE ST 3階 東横こすぎ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 田村 啓明  
 催告期間満了日 令和7年10月27日  
 横浜家庭裁判所川崎支部

**令和7年(家)第15048号**  
 新潟市中央区西堀通7番町1554番地 日生不動産西堀ビル5階 西堀通り法律事務所  
 申立人 弁護士 大花 真人  
 本籍新潟県新潟市東区上木戸2丁目557番地4、最後の住所新潟市東区上木戸2丁目25番14号、死亡の場所新潟県新潟市中央区、死亡年月日令和6年12月5日、出生の場所新潟県北蒲原郡水原町、出生年月日昭和15年5月29日、職業無職  
 被相続人 亡 長谷川 静  
 事務所新潟市中央区西堀通7番町1554番地 日生不動産西堀ビル5階 西堀通り法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 大花 真人  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 新潟家庭裁判所

**令和6年(家)第3047号**  
 新潟県村上市飯野3丁目8番3号  
 申立人 山崎美枝子  
 本籍新潟県岩船郡関川村大字高田116番地甲の子、最後の住所新潟県岩船郡関川村大字高田116番地甲の子、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月日令和5年11月7日、出生の場所新潟県岩船郡関川村、出生年月日昭和33年12月4日、職業会社員  
 被相続人 亡 須貝 忠一  
 主たる事務所新潟県村上市新町9号77号、従たる事務所新潟市中央区近江1丁目2番23号  
 相続財産清算人 司法書士法人海田総合法務事務所  
 催告期間満了日 令和7年11月30日  
 新潟家庭裁判所新発田支部

**令和7年(家)第239号**  
 山梨県笛吹市境川町三樋11番地  
 申立人 竜澤 徳子  
 本籍山梨県甲府市青沼2丁目3番、最後の住所山梨県甲府市大里町2346番地1桜林住宅A、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和5年1月28日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和40年8月9日、職業会社員  
 被相続人 亡 竜澤 広文  
 事務所山梨県甲府市丸の内1丁目21番27号鶴田法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 鶴田 和雄  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 甲府家庭裁判所

**令和7年(家)第159号**  
 愛知県岡崎市矢作町末広10番地1  
 申立人 レインボー末広管理組合  
 本籍愛知県岡崎市矢作町字末広10番地1、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広10番地1  
 レインボー末広403、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日令和5年3月25日、出生の場所愛知県岡崎市、出生年月日昭和28年9月2日、職業無職  
 被相続人 亡 福尾 清之  
 愛知県岡崎市竜美北1丁目3番地33弁護士法人倉内総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 山田 翔平  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 名古屋家庭裁判所岡崎支部

**令和7年(家)第2023号**  
 愛知県豊橋市今橋町1番地  
 申立人 豊橋市長 長坂 尚登  
 本籍愛知県豊橋市東幸町字東明135番地1、最後の住所愛知県豊橋市東幸町字東明135番地1、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和5年1月3日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和44年11月18日、職業不明  
 被相続人 亡 灌脇 昭夫  
 事務所愛知県豊橋市八通町50番地4ロイヤルステージ羽根井公園1階ほの国法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 飯田 稔  
 催告期間満了日 令和7年10月24日  
 名古屋家庭裁判所豊橋支部

**令和7年(家)第114号**  
 長崎県佐世保市山祇町22番1号  
 申立人 ソーラーレボリューション株式会社  
 代表者代表取締役 嘉村 健一  
 申立人手続代理人弁護士 種田 和彦  
 本籍福井市手寄1丁目501番地、最後の住所京都市右京区山ノ内苗町38番地の23、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日令和6年3月28日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和50年7月24日、職業不明  
 被相続人 亡 上野 智子  
 事務所京都市中京区河原町通二条西入 宮崎ビル2階 中村利雄法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 平尾 嘉晃  
 催告期間満了日 令和7年10月30日  
 京都家庭裁判所

**令和6年(家)第81761号**  
 大阪府大阪市東住吉区東田辺3-18-26  
 申立人 石渡 慶子  
 本籍大阪府大阪市阿倍野区阪南町1丁目8番地9、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区阪南町1丁目8番16号、死亡の場所大阪府大阪市東住吉区、死亡年月日令和6年1月29日、出生の場所大阪府大阪市阿倍野区、出生年月日昭和23年6月23日、職業無職  
 被相続人 亡 小山恵美子  
 大阪市中央区北浜3丁目1番12号 萬成ビル2階22号室  
 相続財産清算人 弁護士 浜口 廣久  
 催告期間満了日 令和7年11月21日  
 大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80176号**  
 大阪府高槻市桜ヶ丘南町7番22号水谷マンション15号室  
 申立人 馬場 雅貴  
 本籍大阪府大阪市浪速区下寺3丁目4番地、最後の住所大阪府高槻市奈佐原4丁目7番1号グループホームみどりヶ丘荘、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年11月21日、出生の場所大阪府大阪市南区、出生年月日大正11年12月19日、職業無職  
 被相続人 亡 東沢カネ子  
 大阪市北区西天満4-3-25梅田プラザビル4階  
 相続財産清算人 弁護士 才木 晴幹  
 催告期間満了日 令和7年11月26日  
 大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第1006号**  
 和歌山県海南市南赤坂11番地  
 申立人 海南省  
 本籍和歌山県有田市初島町浜1535番地、最後の住所和歌山県海南市重根1791番地1 田津原団地3号棟763号、死亡の場所和歌山県海南市、死亡年月日令和6年10月29日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和3年1月26日、職業無職  
 被相続人 亡 前河カネ子  
 事務所和歌山市八番丁11番地日本生命和歌山八番丁ビル3階 あさかぜ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 福山 佳孝  
 催告期間満了日 令和7年11月21日  
 和歌山家庭裁判所

**令和7年(家)第30022号**  
 広島県東広島市西条町大沢1184番地5  
 申立人 浮田 一民  
 本籍広島県尾道市栗原東2丁目67番地9、最後の住所広島県尾道市栗原東2丁目6番18号、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和6年4月30日、出生の場所広島県御調郡栗原町、出生年月日大正15年5月8日、職業無職  
 被相続人 亡 浮田 千種  
 広島県尾道市古浜町1番1号 司法書士法人山本事務所  
 相続財産清算人 司法書士 山本 学  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 広島家庭裁判所尾道支部

**令和6年(家)第30044号**  
 広島市中区東白島町7番7-503号 上竹ビル  
 申立人 坂本 熱愛  
 本籍広島県三次市十日市中2丁目4番、最後の住所広島県三次市十日市中2丁目4番11号、死亡の場所広島県三次市、死亡年月日令和3年1月22日、出生の場所広島県双三郡十日市町、出生年月日昭和22年4月17日、職業無職  
 被相続人 亡 坂本 量司  
 広島県庄原市中本町1丁目3番1号 渡辺ビル2階  
 相続財産清算人 弁護士 三浦 益隆  
 催告期間満了日 令和7年11月21日  
 広島家庭裁判所三次支部

**令和7年(家) 第80003号**  
 佐賀市八戸溝1丁目15番3号  
 申立人 公益社団法人佐賀県社会福祉士会  
 本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙363番地、  
 最後の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲  
 3855番地、死亡の場所佐賀県嬉野市、死亡年  
 月日令和6年3月29日、出生の場所東京市本  
 所区、出生年月日昭和7年3月26日、職業無  
 職  
 被相続人 亡 中道 明子  
 佐賀県武雄市武雄町大字富岡7779番地 中尾  
 中法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 中尾 中  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 佐賀家庭裁判所鹿島出張所

**令和7年(家) 第80004号**  
 佐賀市八戸溝1丁目15番3号  
 申立人 公益社団法人佐賀県社会福祉士会  
 本籍佐賀県鹿島市古枝甲1639番地、最後の住  
 所佐賀県鹿島市古枝甲1630番地1、死亡の場  
 所佐賀県鹿島市、死亡年月日令和6年5月7  
 日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日  
 昭和3年8月6日、職業無職  
 被相続人 亡 井上 里江  
 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1237 うれし  
 の法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 福岡 寛章  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 佐賀家庭裁判所鹿島出張所

**令和7年(家) 第6003号**  
 長崎県松浦市志佐町高野免134番地8  
 申立人 松田 大  
 本籍長崎県松浦市志佐町里免1651番地5、最  
 後の住所本籍に同じ、死亡の場所長崎県松浦  
 市、死亡年月日令和6年8月31日、出生の場  
 所長崎県北松浦郡鹿町、出生年月日昭和31  
 年5月19日、職業会社員  
 被相続人 亡 松田 勇兒  
 長崎県松浦市志佐町浦免892番地10 宮前ビ  
 ル1階 森川司法書士事務所  
 相続財産清算人 司法書士 森川 寛子  
 催告期間満了日 令和7年11月4日  
 長崎家庭裁判所平戸支部

**令和7年(家) 第76号**  
 鹿児島県薩摩川内市平佐町3474番地1  
 申立人 山本 豪太  
 本籍鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕3102番  
 地、最後の住所鹿児島市大迫町5407番地2ひ  
 まわり園、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死  
 亡年月日令和7年1月20日、出生の場所愛知  
 県豊川市、出生年月日昭和30年11月17日、職  
 業無職  
 被相続人 亡 山野 清  
 事務所鹿児島県薩摩川内市鳥追町13番18号川  
 内駅前S E Nビル2階さつま中央司法書士事  
 務所  
 相続財産清算人 司法書士 山本 豪太  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 鹿児島家庭裁判所

**令和7年(家) 第204号**  
 青森県つがる市森田町中田亀甲1番地9  
 申立人 加賀谷恵美  
 本籍青森県黒石市境松2丁目6番地、最後の住  
 所青森県黒石市境松2丁目6番地、死亡の場  
 所青森県黒石市、死亡年月日令和6年6月  
 18日、出生の場所青森県黒石市、出生年月日  
 昭和22年8月18日、職業無職  
 被相続人 亡 鈴木 孝明  
 事務所青森県弘前市大字青山4丁目13番地13  
 藤本司法書士事務所  
 相続財産清算人 司法書士 藤本 祥平  
 催告期間満了日 令和7年10月24日  
 青森家庭裁判所弘前支部

**令和7年(家) 第5号**  
 熊本県天草市旭町182番地  
 申立人 岩下 勝則  
 本籍熊本県天草市佐伊津町2049番地、最後の  
 住所熊本県天草郡苓北町志岐1215番地はまゆ  
 う療育園、死亡の場所熊本県天草市、死亡年  
 月日令和6年12月14日、出生の場所熊本県本  
 渡市、出生年月日昭和34年6月27日、職業無  
 職  
 被相続人 亡 岩下 一義  
 熊本県人吉市上青井町140-29アンビアンス  
 青井202号ひとよし法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 中嶽 修平  
 催告期間満了日 令和7年10月24日  
 熊本家庭裁判所天草支部

**令和7年(家) 第40013号**  
 青森県中津軽郡西目屋村大字白沢字沢無平29  
 番地1  
 申立人 西川 時夫  
 本籍岩手県盛岡市青山4丁目2番、最後の住  
 所盛岡市青山4丁目2番19号、死亡の場所岩  
 手県盛岡市、死亡年月日令和6年11月14日、  
 出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和37  
 年5月8日、職業不詳  
 被相続人 亡 西川 俊一  
 事務所盛岡市中央通1丁目11番17号 第二大  
 通ビル2階 盛岡中央法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 吉田 瑞彦  
 催告期間満了日 令和7年11月10日  
 盛岡家庭裁判所

**令和7年(家) 第7032号**  
 福島県いわき市小名浜島字渡地20番地の1  
 申立人 有限会社司馬解体  
 本籍福島県いわき市常磐関船町3丁目3番地  
 5、最後の住所福島県いわき市常磐関船町3  
 丁目3番地の5、死亡の場所福島県いわき市、  
 死亡年月日令和6年3月22日、出生の場所神  
 奈川県川崎市、出生年月日昭和37年3月4日、  
 職業会社役員  
 被相続人 亡 板垣 政俊  
 福島県いわき市内郷綴町川原田158-1 マー  
 テル102 三浦学人法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 三浦 学人  
 催告期間満了日 令和7年10月27日  
 福島家庭裁判所いわき支部

**令和7年(家) 第30026号**  
 茨城県水戸市中央1丁目4番1号  
 申立人 水戸市長 高橋 靖  
 本籍茨城県水戸市吉沢町834番地6、最後の  
 住所茨城県水戸市百合が丘町2番地の18、死  
 亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和5年  
 2月5日、出生の場所茨城県水戸市、出生年  
 月日昭和33年2月18日、職業公務員  
 被相続人 亡 染井いづみ  
 茨城県水戸市南町1丁目2番4号 富士ビル  
 2-401 有馬総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 有馬 直美  
 催告期間満了日 令和7年11月10日  
 水戸家庭裁判所

**令和7年(家) 第30034号**  
 茨城県那珂郡東海村大字白方350番地  
 申立人 吉村 恒子  
 本籍茨城県那珂郡東海村大字白方350番地、  
 最後の住所茨城県那珂郡東海村大字白方350  
 番地、死亡の場所茨城県ひたちなか市、死亡  
 年月日令和6年10月2日、出生の場所茨城県  
 那珂郡松村、出生年月日昭和22年1月23日、  
 職業無職  
 被相続人 亡 吉村 一美  
 茨城県水戸市大町3-1-8 リエス水戸大  
 町2階鈴木健秀法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 鈴木 健秀  
 催告期間満了日 令和7年11月10日  
 水戸家庭裁判所

**令和7年(家) 第143号**  
 茨城県日立市千石町3-17-5  
 申立人 橋 政一  
 本籍茨城県日立市東多賀町5丁目323番地、  
 最後の住所茨城県日立市東多賀町5丁目16番  
 19号、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日  
 令和4年7月24日、出生の場所茨城県多賀郡  
 日立町、出生年月日昭和14年1月21日、職業  
 不明  
 被相続人 亡 蛭田 正一  
 事務所茨城県日立市神峰町1丁目2番15号甲  
 南ビル2階 近藤法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 近藤 識之  
 催告期間満了日 令和7年10月27日  
 水戸家庭裁判所日立支部

**令和7年(家) 第80059号**  
 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目85-1  
 マンハイム大宮  
 申立人 マンハイム大宮管理組合  
 本籍埼玉県さいたま市北区日進町3丁目103  
 番地4、最後の住所埼玉県さいたま市北区日  
 進町1丁目85番地1 マンハイム大宮814、  
 死亡の場所埼玉県さいたま市北区、死亡年月  
 日令和2年6月以下不詳、出生の場所東京都  
 北多摩郡東村山町、出生年月日昭和37年12月  
 24日、職業不明  
 被相続人 亡 木幡 充  
 事務所埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-56  
 k's 水川の杜401号 うららか法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 森 美奈子  
 催告期間満了日 令和7年11月7日  
 さいたま家庭裁判所

**令和7年(家)第109号**  
 千葉県鴨川市太海1857番地3  
 申立人 ブルースカイ鴨川管理組合  
 本籍東京都千代田区神田司町2丁目10番地、最後の住所千葉県鴨川市太海1857番地3 ブルースカイ鴨川511、死亡の場所千葉県鴨川市、死亡年月日令和4年10月11日、出生の場所東京市神田区、出生年月日昭和14年7月21日、職業不明  
 被相続人 亡 加藤 高司  
 千葉県千葉市中央区長洲1丁目22番3号 羽田ビル2階 本千葉総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 大島 繁幸  
 催告期間満了日 令和7年11月21日  
 千葉家庭裁判所館山支部

**令和6年(家)第30308号**  
 東京都墨田区緑が丘1丁目17番6号  
 申立人 佐藤 元彦  
 本籍千葉県市川市南八幡3丁目204番地の1、最後の住所千葉県市川市南八幡3丁目7番2号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日平成8年1月21日、出生の場所東京市本所区、出生年月日大正4年9月20日、職業不明  
 被相続人 亡 金子 鏡子  
 事務所千葉県船橋市本町2丁目1番34号船橋スカイビル4階 船橋本町法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小島 千鶴  
 催告期間満了日 令和7年11月21日  
 千葉家庭裁判所市川出張所

**令和7年(家)第70022号**  
 東京都千代田区神田淡路町2丁目21番地 ボラールホソカワ402号  
 申立人 福本 博敬  
 本籍富山県富山市総曲輪4丁目55番地、最後の住所東京都千代田区神田東松下町22番地1 区営東松下町住宅1806号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和6年11月8日、出生の場所東京都東京市大森区、出生年月日昭和9年1月9日、職業不詳  
 被相続人 亡 竹林 洋子  
 事務所東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館11階 銀座第一法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 白土 麻子  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第70135号**  
 東京都品川区東五反田1-13-12いちご五反田ビル5階 五反田法律事務所  
 申立人 串山 泰生  
 本籍東京都中野区東中野3丁目26番地、最後の住所東京都新宿区中落合2丁目7番5号ブレザングラン新宿下落合506、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和6年10月4日、出生の場所東京市渋谷区、出生年月日昭和12年10月8日、職業無職  
 被相続人 亡 大森久美子  
 事務所東京都文京区小石川2丁目2番13-1102号柴田総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 柴田 浩子  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第90146号**  
 北海道江別市高砂町6番地  
 申立人 江別市  
 本籍北海道江別市野幌松並町20番地15、最後の住所東京都日野市東豊田1丁目50番地の2 コーポ大東203、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和5年11月3日、出生の場所北海道江別市、出生年月日昭和36年8月11日、職業不明  
 被相続人 亡 竹田 豊  
 事務所東京都八王子市横山町9番11号 小泉ビル3階 あさや法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 山本 高興  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第90178号**  
 4a バートラム ストリート イーストウッド ニューサウスウェルズ オーストラリア  
 申立人 静 藤雄  
 本籍東京都三鷹市下連雀2丁目14番、最後の住所東京都小平市鈴木町2丁目868番地S. シャトレ小平207号、死亡の場所東京都西東京市、死亡年月日令和6年10月19日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和38年4月26日、職業自営業  
 被相続人 亡 三森 清照  
 事務所東京都国分寺市本町3-9-16 本田ビル4F 武藏国分寺法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 全 東周  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 東京家庭裁判所立川支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

### 令和7年(ヘ)第1号

福井県敦賀市公文名24号10番地の4  
 申立人 亡中山静枝相続人 中山 昌彦  
 福井県敦賀市ひばりヶ丘町1114番地  
 申立人 亡中山静枝相続人 中山小百合  
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月30日  
 令和7年3月21日 敦賀簡易裁判所  
 (別紙) 目録

小切手(線引) 2通  
 (1)小切手番号 097596  
 金額 1,000,000円  
 支払人 白地  
 支払地 福井県敦賀市野坂43-1-22  
 振出日 平成25年9月17日  
 振出地 福井県敦賀市  
 振出人 敦賀信用金庫 金山支店長 高岸裕  
 最終所持人 中山 静枝  
 (2)小切手番号 097597

振出日 平成25年9月27日  
 (2)の小切手の金額、支払人、支払地、振出地、振出人及び最終所持人は(1)の小切手の記載に同じ

### 令和7年(ヘ)第1号

京都府宇治市宇治蔭山93番地の15  
 申立人 株式会社澤本製作所  
 代表者代表取締役 澤本 麻子  
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月3日  
 令和7年3月19日 館林簡易裁判所  
 (別紙) 目録

約束手形 1通  
 手形番号 A A 05221  
 金額 123,750円  
 支払期日 令和7年2月28日  
 支払地 群馬県邑楽郡大泉町  
 支払場所 株式会社足利銀行大泉支店

振出日 令和6年12月30日  
 振出地 群馬県邑楽郡大泉町

振出人 和光株式会社 代表取締役 小谷 正彦  
 受取人 申立人  
 最終所持人 申立人

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

### 令和6年(家)第48号

山形県酒田市東栄町4番8号  
 申立人 後藤 健  
 本籍山形県酒田市東栄町9番地2、従来の住所山形県酒田市東栄町4番8号  
 不在者 後藤 由紀  
 昭和40年1月3日生  
 届出期間満了日 令和7年8月5日  
 山形家庭裁判所酒田支部

### 令和6年(家)第409号

茨城県常陸太田市山下町4139番地ルピナスハイツA101号  
 申立人 斎藤 信治  
 本籍茨城県常陸太田市木崎一町775番地1、最後の住所茨城県常陸太田市木崎一町708番地  
 不在者 斎藤 利男  
 昭和8年1月30日生  
 届出期間満了日 令和7年7月30日  
 水戸家庭裁判所

### 令和7年(家)第2217号

大阪府大阪市阿倍野区北畠3丁目6番19-201号  
 申立人 道下 和子  
 本籍大阪府東大阪市長堂1丁目101番地、最後の住所不明  
 不在者 濱名 信一  
 大正10年9月1日生  
 届出期間満了日 令和7年7月31日  
 東京家庭裁判所

**令和6年(家)第2296号**  
東京都品川区東品川3丁目32番11-1001号  
申立人 佐々木綾子  
本籍名古屋市港区港栄3丁目5番、最後の住所名古屋市港区港栄3丁目5番10号  
不在者 今田 智  
平成9年7月30日生  
届出期間満了日 令和7年8月1日  
名古屋家庭裁判所

**令和6年(家)第2371号**  
東京都北区岩淵町1番3号  
申立人 垂見 和裕  
本籍横浜市鶴見区潮田町3丁目145番地4、最後の住所名古屋市中川区豊成町1番2-1103号  
不在者 垂見志乃扶  
昭和42年7月12日生  
届出期間満了日 令和7年7月30日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第263号**  
愛知県尾張旭市狩宿新町1丁目80番地 アトランティス101号  
申立人 加藤 千晴  
本籍愛知県瀬戸市中水野町1丁目152番地、最後の住所愛知県瀬戸市古瀬戸町41番地の4メゾンR202  
不在者 加藤 大典  
昭和54年6月21日生  
届出期間満了日 令和7年8月1日  
名古屋家庭裁判所

**令和6年(家)第161号**  
鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩871番地5  
申立人 國廣とし子  
本籍鳥取県鳥取市用瀬町用瀬509番地4、最後の住所鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩871番地5  
不在者 國廣 良男  
昭和8年12月29日生  
届出期間満了日 令和7年8月12日  
鳥取家庭裁判所

**令和7年(家)第5号**  
滋賀県大津市花園町6番地10  
申立人 鳥越 雅和  
本籍岡山県岡山市北区大安寺中町1030番地1、最後の住所岡山県岡山市北区御津野々口1155番地1  
不在者 鳥越 義和  
昭和46年3月25日生  
届出期間満了日 令和7年8月8日  
岡山家庭裁判所

**令和7年(家)第168号**  
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡5789番地  
申立人 藤本 易  
本籍宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡5789番地、最後の住所宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡5789番地  
不在者 藤本 春一  
明治37年3月9日生  
届出期間満了日 令和7年8月18日  
宮崎家庭裁判所延岡支部

**失踪宣告**

**令和6年(家)第246号**  
本籍千葉県富里市七栄650番地1187、最後の住所千葉県富里市七栄650番地1187  
不在者 小野寺純一  
昭和24年10月3日生  
令和7年3月22日失踪宣告審判確定  
千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

**令和6年(家)第5101号**  
本籍東京都葛飾区金町5丁目1790番地、最後の住所東京府南葛飾郡金町以下不詳  
不在者 吉岡千代子  
昭和5年5月27日生  
令和7年3月22日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第6570号**  
本籍東京都大田区下丸子1丁目109番地、最後の住所不明  
不在者 岡田米之門  
大正11年6月15日生  
令和7年3月22日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第451号**  
本籍福岡県宗像市日の里2丁目9番地10、最後の住所福岡県宗像市日の里2丁目9番地10  
不在者 三笠 敏明  
昭和18年5月18日生  
令和7年3月20日失踪宣告審判確定  
福岡家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第381号**  
本籍北九州市小倉南区沼南町1丁目15番、最後の住所福岡県小倉市大字曾根2351番地  
不在者 平原 君広  
昭和36年12月22日生  
令和7年3月19日失踪宣告審判確定  
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

**令和6年(家)第24号**  
本籍鹿児島県南さつま市加世田本町19番地6、最後の住所鹿児島県南さつま市加世田武田15108番地4  
不在者 鮎川 賢一  
昭和24年11月25日生  
令和7年3月20日失踪宣告審判確定  
鹿児島家庭裁判所知覧支部裁判所書記官

**令和6年(家)第115号**  
本籍沖縄県宜野湾市長田2丁目530番地、最後の住所兵庫県武庫郡良元村藏人字中高松1234番地  
不在者 花城 トヨ  
昭和22年6月25日生  
令和7年3月20日失踪宣告審判確定  
那霸家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第146号**  
相続開始時の住所 川崎市幸区中幸町3丁目16番地4 サンクタス川崎タワー2509  
債務者 被相続人亡淺沼和弘相続財産  
相続財産清算人 淺沼 薫

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 慶
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後2時10分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第513号**  
名古屋市中区上前津2丁目3番11号 長崎屋ビル  
債務者 株式会社エクサス  
代表者代表取締役 中川 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 祥玄

4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第137号**  
神奈川県平塚市山下3丁目13番49号  
債務者 有限会社関根電気  
代表者取締役 関根ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野智一朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第157号**  
神奈川県平塚市御殿4丁目4番6号  
債務者 有限会社山口興業  
代表者取締役 山口 雅勇

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野 広司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第23号**  
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番地1129号  
債務者 株式会社北日本プラント  
代表者代表取締役 中山 明実

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 十枝内 亘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時

青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第42号 鳥取県鳥取市南安長3丁目47番地 債務者 有限会社エイダン事務機 代表者代表取締役 岸田 安雄 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士法人 おおるり法律事務所 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 鳥取地方裁判所民事部	令和6年(フ)第1187号 神戸市北区淡河町野瀬261番地 債務者 合同会社麦わら帽子 代表者代表社員 吉田 徳惠 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三宅 勇気 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時30分 神戸地方裁判所第3民事部	3 破産管財人 弁護士 佐々木貴教 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真下 寛之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第475号 名古屋市西区牛島町6丁目1番地 債務者 株式会社フロンティア 代表者代表取締役 丸山 里美 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和泉 憲明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前11時10分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第58号 長崎市住吉町13番4号LA BELLAビル 1階 債務者 有限会社UN EQUALLED 代表者取締役 山下 洋司 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 肇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時15分 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳴田 俊介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 曜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時30分 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第397号 埼玉県朝霞市根岸台5丁目6番7号 債務者 アートプランニング株式会社 代表者代表取締役 岡田 澄男 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井原 淳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第79号 福岡県久留米市六ツ門町18-16-206号 債務者 ハイテック・サービス株式会社 代表者代表取締役 本田 一郎 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 健彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時5分 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉野建三郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時 佐賀地方裁判所唐津支部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林田 陽介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時30分 山形地方裁判所民事部 <b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第302号 京都府向日市鶏冠井町馬司11番地 債務者 株式会社ムカイ 代表者代表取締役 向井 希 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 美穂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後2時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第58号 広島県福山市曙町3丁目25番11号 債務者 株式会社匠 代表者代表取締役 石井 良樹 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 耕一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時40分 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 智仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 裕之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第401号 札幌市東区北8条東8丁目1番1号 債務者 有限会社札幌キーセンター 代表者代表取締役 赤裏 茂 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	令和7年(フ)第401号 札幌市東区北8条東8丁目1番1号 債務者 有限会社札幌キーセンター 代表者代表取締役 赤裏 茂 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 張 泰敦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 大良 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第160号 神奈川県厚木市王子3丁目2番4-109号 債務者 辻村 繁喜 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 大良 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第160号 神奈川県厚木市王子3丁目2番4-109号 債務者 辻村 繁喜 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 大良 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 大良 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 大良 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

<b>令和7年(フ)第163号</b> 神奈川県厚木市恩名1丁目18番28号 テラス ヤマウチ302 債務者 佐藤 侑平 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井田 治子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	<b>令和7年(フ)第165号</b> 神奈川県小田原市早川180番地の1 シーサイド早川201 債務者 山下晴哉太 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊奈 誠司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	<b>令和7年(フ)第166号</b> 群馬県伊勢崎市五目牛町902番地4 債務者 町田 飞鳥 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古平 弘樹 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月1日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	<b>令和7年(フ)第190号</b> 川崎市川崎区旭町1丁目1番1-508号 ラ・メゾン川崎六番館 債務者 前田 彩加(旧姓山内) 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 床呂 正彦 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午後2時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第67号</b> 青森県上北郡東北町旭南1丁目31番地903 債務者 中村 勝二 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 乙山 直美 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 青森地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第71号</b> 奈良県大和高田市大字出123番地1 債務者 小村ニットこと 小村 忠司 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 倫巨 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	<b>令和7年(フ)第71号</b> 奈良県大和高田市大字出123番地1 債務者 小村ニットこと 小村 忠司 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大志 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午後2時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第241号</b> 神戸市北区甲栄台5丁目12番23号 債務者 坂口 憲浩 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅田 修宏 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和6年(フ)第714号</b> 神奈川県平塚市中原2丁目20番15-206号 飯塚ハイツⅡ 債務者 山口 雅勇 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野 広司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	<b>令和6年(フ)第449号</b> 奈良県生駒市東菜畑1丁目310番地7 債務者 田中内科クリニックこと 田中 秀治 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮坂 光行 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	<b>令和6年(フ)第449号</b> 奈良県生駒市東菜畑1丁目310番地7 債務者 田中内科クリニックこと 田中 秀治 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 葉月 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月17日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第38号</b> 北海道北見市春光町3丁目11番29号 債務者 南條 幸仁 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永井理矢子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係
<b>令和7年(フ)第123号</b> 神奈川県平塚市四之宮7丁目5番2-305号 しろくま 債務者 芝岡 美佳(旧姓棟方)	<b>令和7年(フ)第388号</b> 東京都武蔵野市吉祥寺本町4丁目24番2号リヴェール103 債務者 庄島 和希 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸塚 晃	<b>令和7年(フ)第388号</b> 東京都武蔵野市吉祥寺本町4丁目24番2号リヴェール103 債務者 庄島 和希 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸塚 晃	

<b>令和7年(フ)第55号</b> 新潟市北区内島見227番地 債務者 竹内 泰昭 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 氏家 信彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
<b>令和7年(フ)第111号</b> 山口県周南市新地1丁目3番1号 パークサイド201号、前住所佐賀県鳥栖市村田町355番地7 レジデンスマチ7 債務者 川原 宏章 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金折伸一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 山口地方裁判所周南支部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布川 博樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 粟井 良祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩崎由紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 松山地方裁判所民事部
<b>令和6年(フ)第782号</b> 埼玉県草加市氷川町2110番地2 グリーン・メゾン302号 債務者 柏 健児 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 育人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若林 侑加 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田原希美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上野 貴士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第301号</b> 仙台市太白区鈎取本町1丁目11番6-1号 債務者 渋谷 将衡 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 滝沢 圭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 悠吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福山 正剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三宮 義博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第38号</b> 茨城県つくば市柳橋116番地2 K-B r i s a NO. 3 202号 債務者 宅間 年宏	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴川めぐみ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月3日午前9時50分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片島 由賀	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 自在 曜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

<b>令和7年(フ) 第91号</b>	埼玉県熊谷市今井227番地 債務者 稲村 浩一 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下三佐子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ) 第119号</b>	神戸市須磨区大池町2丁目4番8号 債務者 金本内職こと金本永道こと 金 永道 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 乗鞍 佳孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 神戸地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ) 第87号</b>	福岡県小郡市小郡390番地1 カーサ・ミスミヤ I 102号 債務者 家入 健輔 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木下宗一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 福岡地方裁判所久留米支部
<b>令和6年(フ) 第157号</b>	新潟市東区牡丹山1丁目28番19号 さくらコート102号 債務者 辻 由紀子 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 五十嵐 勇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 新潟地方裁判所民事部

<b>令和7年(フ) 第313号</b>	仙台市太白区太白2丁目9番3-506号、従前の住所仙台市太白区山田北前町6番1-201号 債務者 氏家 圭太 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大泉 光央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ) 第350号</b>	仙台市青葉区作並字相ノ沢40番地の13 債務者 東海林真一 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 相崎 豪 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和6年(フ) 第859号</b>	広島市佐伯区五日市駅前2丁目5番12-102号 A 債務者 松前 薫 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 里村 文香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所民事部第4部
<b>令和7年(フ) 第32号</b>	秋田市桜四丁目11番8号 ハイツ陽明Ⅱ 101 債務者 小林嵯久矢 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西野三紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 秋田地方裁判所民事部第2部
<b>令和7年(フ) 第82号</b>	埼玉県行田市大字長野1829番地3 ビレッジハウス行田3-503 債務者 敷田 英幸
<b>1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時</b>	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濑戸 一哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和6年(フ) 第2880号</b>	神奈川県鎌倉市笛田2丁目30番3号 債務者 米井 郁二 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻居 弘平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ) 第148号</b>	北九州市門司区大久保1丁目13番8-611号 債務者 家元 仁 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天川 龍一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ) 第40号</b>	山形市久保田2丁目13番15号 債務者 渡邊 誠 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 曜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時35分 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 山形地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ) 第259号</b>	京都市左京区古川町通仁王門下る東門前町520番地 青木ビル3F 債務者 坂本 賢一 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 葉子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ) 第14号</b>	北海道夕張市紅葉山247番地46 債務者 村上 紀之 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 成田 騎信 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部

<b>令和7年(フ)第398号</b> 埼玉県新座市野寺1丁目5番28号 カーサ・フィオーリ101号室、旧住所埼玉県日高市大字原宿220番地2 債務者 岡田 澄男 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井原 淳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第165号</b> 静岡県島田市中溝町1594番地の1 債務者 滝谷アヤ子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 俊平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第412号</b> 埼玉県志木市本町1丁目4番14号 レオパレスヴェルディ 107号 債務者 三尾 健一 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 美奈子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第82号</b> 佐賀県多久市南多久町大字長尾3869番地6、前住所佐賀県多久市北多久町大字小侍805番地5 コスモハイツふじVII A-2号 債務者 松尾 美和 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉丸 雄輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第47号</b> 奈良県大和高田市大字西坊城133番地1 2号棟405号 債務者 和田 薫 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 泰幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	<b>令和7年(フ)第99号</b> 宮崎市橋通東2丁目1番3号 アーバン高塚橋通東ビル602号 債務者 古德裕一郎 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 大樹 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
<b>令和7年(フ)第84号</b> 埼玉県児玉郡上里町大字神保原町668番地2 債務者 ヤド エレナ ユリエ (YADO H ELENA YULLIE) 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	<b>令和7年(フ)第13号</b> 宮崎県日南市南郷町潟上112番地2、前住所宮崎県延岡市愛宕町3丁目7番地 ハイツ中島301 債務者 河野 悠生 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 豊田 裕康 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 宮崎地方裁判所日南支部 <b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
<b>令和7年(フ)第97号</b> 函館市美原2丁目24番2号 グランディール美原1 101号 債務者 斎藤 隆正	<b>令和7年(フ)第407号</b> 埼玉県久喜市栗橋東5丁目14番21号 債務者 中城 晃里 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで さいたま地方裁判所川越支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで さいたま地方裁判所川越支部

<b>令和7年(フ)第227号</b>	埼玉県所沢市美原町3丁目2971番地の10 ウイズスペース美原101、前住所埼玉県所沢市緑町2丁目10番8-704号 債務者 佐藤 由紀
1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所一宮支部
<b>令和7年(フ)第20号</b>	福岡県大牟田市大字手鏡148番地5 2階 債務者 和田満衣子
1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 福岡地方裁判所大牟田支部
<b>令和7年(フ)第53号</b>	盛岡市上飯岡6地割10番地27 債務者 昆 恵太
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>令和7年(フ)第59号</b>	盛岡市上ノ橋町2番6-108号、前住所盛岡市上堂3丁目8番13号 債務者 小笠原 龍
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>令和7年(フ)第65号</b>	盛岡市月が丘3丁目7番5-203号 債務者 小松 善子
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>令和7年(フ)第64号</b>	愛知県一宮市上祖父江字北三ツ屋102番地3 債務者 伊藤 茜祐
1 決定年月日時 令和7年4月2日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所一宮支部
<b>令和7年(フ)第64号</b>	愛知県一宮市緑3丁目1番19号 シンシア緑1-C、前住所愛知県一宮市和光2丁目7番8号 プレデュボア205号 債務者 今井染色こと 今井 弘之

<b>令和7年(フ)第68号</b>	盛岡市津志田15地割42番地 債務者 小沢 一生
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 新潟地方裁判所三条支部
<b>令和7年(フ)第20号</b>	北海道亀田郡七飯町鳴川5丁目10番9号 債務者 志和留美子
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第102号</b>	函館市中道2丁目15番11号 コーポ久我山3102 債務者 五十嵐良子
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第107号</b>	北海道北斗市追分1丁目3番30号 債務者 齊藤 卓麻
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第109号</b>	函館市昭和4丁目36番16-210号 債務者 佐藤絵利佳
1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第23号</b>	新潟県燕市東太田1287番地3 債務者 鴨井 道世
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 新潟地方裁判所三条支部
<b>令和7年(フ)第23号</b>	新潟県燕市上諏訪12番11号、住民票上の住所 新潟県燕市上諏訪11番15号 債務者 田中 正子

<p><b>令和7年(フ)第447号</b>  名古屋市天白区野並1丁目67番地 はづき荘  105号  債務者 畠山 孝広  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第456号</b>  愛知県大府市東新町5丁目31番地 ブルーム原207号  債務者 太田 秀樹  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第482号</b>  名古屋市港区小賀須2丁目1904番地 セジュールフジ101号  債務者 川越 美緒  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第516号</b>  名古屋市北区山田4丁目16番17号 県営矢田住宅609号  債務者 高橋 京子  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第542号</b>  愛知県愛西市森川町川平91番地3  債務者 一瀬由樹奈(旧姓木村)  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで  名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第378号</b>  さいたま市中央区八王子5丁目13番17号 かやのきハイツ102  債務者 佐々木順子  1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第390号</b>  埼玉県川口市東領家3丁目6番14号 サンハウスマ中村203号、旧住所埼玉県川口市領家4丁目8番10号 山一領家ステーツ304号  債務者 吉田アンナ(旧姓鶴見・鈴木)  1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第126号</b>  北九州市八幡東区石坪町1番4号(101号)、前住所北九州市八幡東区祝町1丁目12番9号(クレール祝町101号)  債務者 山田あつ子  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第178号</b>  福岡県遠賀郡水巻町頃末北4丁目6番52号  債務者 大田 マミ  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで  福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第159号</b>  福岡県中間市大字垣生1233番地2 ヴィラナリー中間5号棟109号、前住所福岡県中間市大字垣生1233番地2 ヴィラナリー中間5号棟209号  債務者 中光 勝幸  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第414号</b>  (旧住所) 東京都小平市津田町3丁目10番208号  債務者 堀江 玲奈  1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第431号</b>  埼玉県幸手市栄4番17-202号  債務者 中野 和子  1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第429号</b>  埼玉県鴻巣市八幡田849 済生会鴻巣病院内、住民票上の住所埼玉県上尾市本町4丁目11番6-304号 根貝戸団地  債務者 大野 弘子  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
---	---	---

**令和7年(フ)第160号**  
埼玉県八潮市大瀬4丁目5番地13 オクト  
302  
債務者 内田 成美  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第200号**  
埼玉県越谷市大字弥十郎310番地1 サン  
シャインドエル106  
債務者 井口絵理菜  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第203号**  
埼玉県草加市松江6丁目6番1号 OAパレス103号  
債務者 緒方 末孝  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第209号**  
埼玉県春日部市大枝89番地 武里団地1街区  
21棟201号  
債務者 富田 野亞  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
**令和7年(フ)第154号**  
愛知県豊田市永覚新町3丁目13番地 事業団  
1-103号  
債務者 川上 松雪

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第248号**  
東京都日野市日野台5丁目3番地の1 メゾン・ド・ノア日野台210  
債務者 戸塚 雅子  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係  
**令和7年(フ)第42号**  
鈴路市鳥取大通6丁目8番3号 マルコポート202号室、前住所鈴路市昭和南5丁目6番  
11号 コーポみき103  
債務者 嶋貫 昭一  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
鈴路地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第45号**  
鈴路市春採2丁目34番9号  
債務者 高橋 秀人  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
鈴路地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第144号**  
東京都町田市木曾西4丁目12番47号サニーハイツ201  
債務者 小西 貴暢  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第21号**  
岐阜県多治見市弁天町2丁目29番地 コスマハイツ多治見106  
債務者 柳田 陸雄  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第145号**  
東京都町田市木曾西4丁目12番47号サニーハイツ201  
債務者 小西 順子  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
**令和7年(フ)第148号**  
堺市中区土師町4丁5番20号 ルーブル・ベル301号  
債務者 菊 千佳子  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
**令和7年(フ)第244号**  
大阪府富田林市清水町3番11-405号  
債務者 石橋 光  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第245号**  
大阪府富田林市清水町3番11-405号  
債務者 内田和賀子  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第417号**  
東京都福生市本町45番地マンションハピネス  
202号室  
債務者 鈴木まゆみ  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第425号**  
東京都町田市原町田1丁目7番2号ヴエルデ  
町田503  
債務者 竹治喜代子  
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

<b>令和7年(フ)第34号</b> 長野市三輪1丁目18番6号、旧住所長野市三輪5丁目3番10号 フラット柳町101 債務者 大内 伸吾 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 長野地方裁判所民事部破産係	4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(フ)第2087号</b> 東京都葛飾区東金町6丁目1-5-302 債務者 矢崎 晴香 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第40号</b> 北海道旭川市東光14条1丁目2番6号 プライムハウス202号 債務者 小野 祐太 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(フ)第2174号</b> 東京都杉並区成田東1丁目49-7-503 債務者 田中 広美(旧姓川原) 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第41号</b> 北海道旭川市東光14条1丁目2番6号 プライムハウス202号 債務者 小野可南子 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(フ)第2230号</b> 東京都板橋区高島平1丁目59-10-202B 債務者 宮田 大吾 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第1169号</b> 大阪市平野区加美正覚寺3丁目5番25号 フリーデ加美 101号 債務者 松村 圭剛 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(フ)第1986号</b> 東京都荒川区荒川3丁目60-4 ゴールド・ヴィレッジ星室 債務者 申周姫こと 申 周熙(旧姓佐々木) 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第1988号</b> 東京都練馬区豊玉中3丁目3-19 サニー八イツB106号室 債務者 田籠 純			

<b>令和7年(フ)第1987号</b>	東京都小平市上木本町5丁目3-13-101 債務者 白鳥 慎也
1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分	東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第2045号**  
東京都台東区日本堤1丁目7-2-202  
債務者 有川 優子

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第2049号**  
東京都台東区竜泉3丁目32-13-302  
債務者 奥 淳一

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第2057号**  
東京都世田谷区鎌田4丁目1-31 カノープスα501  
債務者 田名後 迅

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第2104号</b>	東京都江戸川区東篠崎1丁目6-1-703 債務者 兼岡 玲香(旧姓小野寺)
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後1時30分	東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第2175号**  
東京都足立区関原2丁目36-9-206  
債務者 佐藤 優

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第2234号**  
東京都中野区南台1丁目2-7-102  
債務者 東根 亜衣

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第943号**  
大阪府守口市寺方本通4丁目1番3-205号  
債務者 小瀬なぎさ

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1270号**  
大阪府茨木市沢良宜東町6番23号  
債務者 中井恵美子

<b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正</b>	令和7年(フ)第20号 茨城県龍ケ崎市5210番地1 F棟202号室 破産者 中臺 雅彦
1 主文 当裁判所が令和7年3月7日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「茨城県龍ケ崎市5210番地 F棟202号室」とあるのを「茨城県龍ケ崎市5210番地1 F棟202号室」と更正する。	2 決定年月日 令和7年3月25日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
<b>破産手続廃止</b>	
<b>令和5年(フ)第46号</b>	静岡県掛川市大坂911番地 破産者 株式会社エミール
1 決定年月日 令和7年3月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	静岡地方裁判所掛川支部破産係
<b>令和4年(フ)第377号</b>	千葉県佐倉市表町3丁目3番5号 破産者 日新ホーム株式会社
1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和6年(フ)第1661号</b>	千葉県船橋市新高根6丁目38番10号 リブリ・エトワール101号 破産者 西條 祐真
1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和6年(フ)第1587号</b>	千葉県船橋市藤原5丁目37番7号 破産者 原田 政樹
1 決定年月日 令和7年4月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

<b>令和6年(フ)第30号</b>	山口県光市中央2丁目18番24号 破産者 磯部 佑太 1 決定年月日 令和7年4月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山口地方裁判所周南支部
<b>令和6年(フ)第35号</b>	東京都府中市矢崎町1丁目10番地の7 みつの木の家207、従前の住所宮城県遠田郡涌谷町涌谷字追戸一18番地1 破産者 野村 喜一 1 決定年月日 令和7年4月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
<b>令和6年(フ)第4749号</b>	大阪府門真市舟田町55番27号 破産者 有限会社イーティーテック 1 決定年月日 令和7年4月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>破産手続廃止及び免責許可決定</b>	
<b>令和6年(フ)第89号</b>	静岡県菊川市下平川1794番地の1 (キャッスルK A-202) 破産者 大石 雅彦 1 決定年月日 令和7年3月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所掛川支部破産係
<b>令和6年(フ)第208号</b>	北海道帯広市西11条南27丁目26番地1 ヴェルデⅢN-D 破産者 高田 昇 1 決定年月日 令和7年4月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係
<b>令和6年(フ)第177号</b>
新潟県長岡市下々条町1947番地5 破産者 菅谷 千草 1 決定年月日 令和7年4月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
<b>令和6年(フ)第2689号</b>
大阪市城東区成育2丁目5番3号 みき北谷3A号室、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見2丁目1番9号 サンモール川上パートⅡ401号 破産者 松原京介こと 蔡 京介 1 決定年月日 令和7年4月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第472号</b>
新潟市東区新石山4-5-13、開始決定時の住所新潟市東区粟山2丁目5番6号 幸葉荘202号 破産者 此村美佐子 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
<b>令和5年(フ)第4323号</b>
大阪府吹田市古江台4丁目1番1-410号 破産者 江下 久恵 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

<b>破産手続廃止の取消決定確定等</b>
<b>令和7年(フ)第68号</b> (差戻前令和6年(フ)第169号・抗告審福岡高等裁判所令和6年(ラ)第321号)
北九州市小倉北区砂津3丁目2番1-1513号 破産者 元兼沙登子(旧姓福原・畠田) 上記破産事件について、下記の2のとおり取消しが確定したので、併せて3及び4の事項を定める。
1 主文 原決定を取り消す。 2 決定確定日 令和7年1月30日 3 期日 令和7年5月30日午前11時 4 会議の目的 財産状況報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取・計算報告
<b>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 破産債権の届出期間及び一般調査期日</b>
<b>令和6年(フ)第138号</b>
広島県福山市芦田町大字福田407番地2 破産者 金光 亮汰 1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 2 一般調査期日 令和7年7月11日午前10時10分 令和7年4月3日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
<b>令和7年(フ)第18号</b>
山形県天童市大字川原子803番地8 破産者 奥山 浩史 1 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで 2 一般調査期日 令和7年6月19日午前11時 令和7年4月4日 山形地方裁判所民事部
<b>破産債権の届出期間及び債権者集会招集</b>
<b>令和6年(フ)第205号</b>
福岡県糟屋郡新宮町大字的野81番地14 破産者 株式会社ダイコー物流 1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 2 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後3時 令和7年3月28日 福岡地方裁判所第4民事部

## 債権者集会招集及び免責審尋期日

<b>令和4年(フ)第167号</b>
佐賀県鳥栖市古賀町11番地 NEWマリッチ GONDOU A203 前住所佐賀県鳥栖市元町1223番地1 エバーライフ鳥栖Ⅱ1204 破産者 松尾 敏彦
1 期日 令和7年6月19日午前10時40分
2 会議の目的 財産状況報告・計算報告・破産廃止に関する意見聴取
3 免責審尋期日 同上 令和7年3月31日 佐賀地方裁判所民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

<b>令和6年(フ)第536号</b>
宮崎市吉村町北原甲1405番地3 共栄ハイツ青葉602号 破産者 石井みな子
異議申述期間 令和7年5月16日まで 令和7年4月4日 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和6年(フ)第3698号</b>
大阪市平野区長吉長原東3丁目5番27-104号 破産者 神田 信介 異議申述期間 令和7年5月30日まで 令和7年4月4日

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

<b>令和7年(フ)第1号</b>
堺市中区深井畑山町338番地13 破産者 峰垣 政司
免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 令和7年4月3日
大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>特別清算終結</b>

<b>令和7年(ヒ)第1号</b>
長崎県諫早市正久寺町118番地 清算株式会社 諫早乳業株式会社 代表清算人 山下 武則
1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所大村支部

## 決議に対する決定

## 令和6年（再）第1号

名古屋市北区辻町6丁目15番地の2  
再生債務者 山本 靖也

- 1 決議に対する計画案 令和7年3月25日付け  
再生債務者提出の再生計画案
- 2 書面投票期間 令和7年5月9日まで
- 3 議決権不統一行使の通知期限 令和7年5月2日

令和7年3月28日

名古屋地方裁判所民事第2部

## 小規模個人再生による再生手続開始

## 令和7年（再イ）第2号

長野県中野市大字江部1314番地2 パークヒルズC105

再生債務者 上村 俊介

- 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで

長野地方裁判所民事部再生係

## 令和7年（再イ）第46号

札幌市白石区南郷通7丁目南3番3号 エルミタージュ南郷303号

再生債務者 今野香代子

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和6年（再イ）第85号

埼玉県吉川市大字保799番地2

再生債務者 降旗 菜月

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月19日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

## 令和7年（再イ）第25号

千葉県船橋市上山町2丁目404番地18

再生債務者 山田 英明

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年（再イ）第26号

静岡市葵区辰起町3番5号

再生債務者 平井 敬人

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月15日まで

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年（再イ）第2号

愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷中19番地  
オーパシティN・E棟301号、前住所 同県同市同町馬寄字中切53番地2

再生債務者 齋藤 瑛一

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月1日から令和7年5月8日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

## 令和7年（再イ）第33号

札幌市白石区栄通20丁目8番15-202号

再生債務者 山田 光

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月16日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年（再イ）第33号

静岡県榛原郡吉田町住吉528番地の13

再生債務者 岡田 哲平

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月16日まで

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年（再イ）第7号

新潟県柏崎市東本町3丁目10番30号

再生債務者 小林 克人

- 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年6月4日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

## 令和7年（再イ）第11号

新潟県柏崎市東本町3丁目10番30号

再生債務者 小林 麻子

- 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年6月4日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年（再イ）第70号

東京都大田区西糀谷1-8-5-101

再生債務者 駒 文彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年（再イ）第73号

東京都江東区北砂5-2-6

再生債務者 伊勢崎 要

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年6月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年（再イ）第11号

新潟県柏崎市東本町3丁目10番30号

再生債務者 小林 麻子

- 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年6月4日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和6年（再イ）第277号

横浜市保土ヶ谷区権太坂1丁目5番2-319号

再生債務者 佐々木貴司

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで

横浜地方裁判所長岡支部再生係

## 令和7年（再イ）第10号

奈良県橿原市五条野町215番地の1

再生債務者 辻本 剛

- 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和7年（再イ）第5号

川崎市川崎区観音1丁目19番16号

再生債務者 川村 裕美

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月29日まで

横浜地方裁判所川崎支部再生係

<p><b>令和7年(再イ)第2号</b> 新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1350番地 10 再生債務者 志田 光浩</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年6月5日まで</p> <p style="text-align: right;">新潟地方裁判所三条支部</p> <p><b>令和6年(再イ)第202号</b> 大阪市生野区勝山南3丁目11番19号 再生債務者 北川 拓也</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで</p> <p style="text-align: right;">大阪地方裁判所第6民事部</p> <p><b>令和7年(再イ)第22号</b> 北九州市門司区大字伊川477番地11 再生債務者 中井 和馬</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月3日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで</p> <p style="text-align: right;">福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p><b>令和7年(再イ)第9号</b> 函館市本通2丁目30番21号 コーポマルゼン N.O. 3 203号室 再生債務者 前田 佑太</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月5日まで</p> <p style="text-align: right;">函館地方裁判所</p> <p><b>令和6年(再イ)第19号</b> 岩手県北上市北鬼柳19地割126番地10 再生債務者 佐々木悦子</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月30日まで</p> <p style="text-align: center;">盛岡地方裁判所花巻支部</p> <p><b>令和7年(再イ)第26号</b> 横浜市瀬谷区相沢7丁目60番地18 再生債務者 岸 哲人</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月6日まで</p> <p style="text-align: right;">横浜地方裁判所第3民事部再生係</p> <p><b>令和7年(再イ)第19号</b> 新潟市北区濁川1丁目1番90号5 再生債務者 田村 哲</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで</p> <p style="text-align: right;">横浜地方裁判所第3民事部再生係</p> <p><b>令和7年(再イ)第1号</b> 新潟県阿賀野市中島町14番47号 再生債務者 菊澤 泰恵</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月6日まで</p> <p style="text-align: right;">新潟地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(再イ)第1号</b> 兵庫県姫路市勝原区朝日谷122番地11 再生債務者 山本久美子</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月2日まで</p> <p style="text-align: right;">新潟地方裁判所新庄支部</p> <p><b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b></p> <p><b>令和6年(再イ)第191号</b> 神奈川県藤沢市大庭5464番地の3 再生債務者 下村 健吉</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案</p> <p>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで</p> <p>令和7年4月3日</p> <p style="text-align: right;">津地方裁判所伊勢支部再生係</p> <p><b>令和6年(再イ)第36号</b> 福岡県久留米市大善寺町夜明1231番地11 再生債務者 甲斐田悠弥</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案</p> <p>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで</p> <p>令和7年4月3日</p> <p style="text-align: right;">福岡地方裁判所久留米支部個人再生係</p>	<p><b>令和7年(再イ)第33号</b> 兵庫県姫路市広畠区東新町2丁目74番地2 サンライズⅠ101(従前の住所) 兵庫県姫路市紺屋町20番地 藤野ビル501 再生債務者 大谷 直哉</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月6日まで</p> <p style="text-align: right;">神戸地方裁判所姫路支部</p> <p><b>令和7年(再イ)第7号</b> 徳島県板野郡松茂町中喜来字稻本115番地43 再生債務者 泉 亜沙斗</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで</p> <p style="text-align: right;">神戸地方裁判所姫路支部</p> <p><b>令和7年(再イ)第1号</b> 徳島県最上郡最上町大字志茂2572番地 町営大堀住宅3 再生債務者 柴崎 寿男</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月2日まで</p> <p style="text-align: right;">徳島地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(再イ)第1号</b> 山形県最上郡最上町大字志茂2572番地 町営大堀住宅3 再生債務者 柴崎 寿男</p> <p>1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月2日まで</p> <p style="text-align: right;">山形地方裁判所新庄支部</p> <p><b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b></p> <p><b>令和6年(再イ)第191号</b> 神奈川県藤沢市大庭5464番地の3 再生債務者 下村 健吉</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案</p> <p>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで</p> <p>令和7年4月3日</p> <p style="text-align: right;">津地方裁判所伊勢支部再生係</p> <p><b>令和6年(再イ)第36号</b> 福岡県久留米市大善寺町夜明1231番地11 再生債務者 甲斐田悠弥</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案</p> <p>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで</p> <p>令和7年4月3日</p> <p style="text-align: right;">福岡地方裁判所久留米支部個人再生係</p>
---	---	---

令和6年(再イ)第67号 埼玉県深谷市櫛挽31番地5 再生債務者 松島 拓斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 25日まで 令和7年4月4日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年(再イ)第178号 札幌市豊平区月寒西5条10丁目3番15号 再生債務者 渡辺 裕之 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月3日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第82号 大阪府八尾市垣内1丁目56番地 グランドハイツ・ヤマダ108号 再生債務者 中川 清 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月3日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月 24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月3日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(再イ)第187号 札幌市南区真駒内南町3丁目1番15-701号 再生債務者 竹本 和貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月1日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第242号 札幌市白石区川北1条3丁目11番5号 再生債務者 佐々木 泉 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月3日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第145号 京都市中京区西ノ京永本町10番地 再生債務者 柏木 哲也 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月4日 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月 24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 24日まで 令和7年4月3日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 <b>小規模個人再生による再生手続廃止</b>
令和7年(再イ)第4号 大阪府岸和田市土生町7丁目2番2号 再生債務者 増田 隆之 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月2日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和6年(再イ)第7号 北海道岩見沢市1条西6丁目9番地1 1条 アパート2号室 再生債務者 関 優佑 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月3日 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和6年(再イ)第29号 新潟県柏崎市大字軽井川559番地2 再生債務者 高橋 茂和 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月 24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 24日まで 令和7年4月3日 新潟地方裁判所長岡支部再生係	令和6年(再イ)第47号 愛知県碧南市西山町2丁目18番地6 再生債務者 金原 利彦 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。 令和7年4月3日 名古屋地方裁判所岡崎支部
令和6年(再イ)第40号 奈良県葛城市新庄91番地5 再生債務者 佐藤 雅則 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月2日 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(再イ)第50号 愛知県稻沢市稻島6丁目7番地 再生債務者 H・I・Aこと 三原 広之 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月3日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和6年(再イ)第36号 岐阜県恵那市長島町永田508-8 Casa MD B-203 再生債務者 高木 隆史 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月 24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 24日まで 令和7年4月3日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	令和6年(再イ)第87号 愛知県豊田市曙町2丁目56番地 スガビルマ ンション3C号 再生債務者 木原 善行 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年4月4日 名古屋地方裁判所岡崎支部 <b>給与所得者等再生による再生手続開始</b>
令和6年(再イ)第43号 奈良県橿原市城殿町397番地の1 シティハイム I C H I R I 103 再生債務者 大澤 信一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月2日 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(再イ)第51号 愛知県稻沢市稻島6丁目7番地 再生債務者 三原 愛 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 1日まで 令和7年4月3日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和6年(再イ)第101号 兵庫県加古川市平岡町高畑483番地の35 再生債務者 芝 佳純	令和7年(再口)第2号 埼玉県熊谷市大原4丁目8番19号 メゾン大 原101 再生債務者 千島 明子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令 和7年6月5日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

**給与所得者等再生による再生  
計画案についての意見聴取**

令和6年（再口）第10027号  
東京都杉並区上井草3-17-9-108  
再生債務者 牧 亨史

- 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月12日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和7年4月21日まで  
令和7年4月3日

東京地方裁判所民事第20部

**給与所得者等再生による再生  
計画認可**

令和6年（再口）第5号  
埼玉県東松山市松山町1丁目15番11号  
再生債務者 萩原 伸晃

- 本文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年3月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月4日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年（再口）第5号  
群馬県前橋市上小出町1丁目7番地7 オークガーデン 201号  
再生債務者 牧 拓也

- 本文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年3月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月3日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年（再口）第1号  
愛知県江南市東野町神上129番地 パークシティ江南二番街307号  
再生債務者 月原 博幸

- 本文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年4月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月4日

名古屋地方裁判所一宮支部

**所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和7年（チ）第2号**

松山市二番町4丁目7番地2  
申立人 松山市  
代表者 市長 野志 克仁  
住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）北条市北条990番地51

所有者 津田 忠夫

届出期間満了日 令和7年5月30日

令和7年3月31日 松山地方裁判所

**（別紙）物件目録**

- 所在 松山市北条  
地番 990番51  
地目 宅地  
地積 31.58平方メートル
- 所在 松山市北条990番地51  
家屋番号 990番51の1  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 23.33平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和7年（チ）第5号**

東京都北区岸町2-1-9  
申立人 山口 和子  
住所・居所 不明  
（不動産登記記録上の住所）習志野市津田沼六丁目1493番地  
所有者 大迫 喜義

届出期間満了日 令和7年5月31日

令和7年3月31日 千葉地方裁判所

**（別紙）物件目録**

所在 八千代市大和田字源山  
地番 63番10  
地目 宅地  
地積 5.55平方メートル

**令和6年（チ）第13号**

兵庫県西脇市野村町1795-402  
申立人 榎永 史朗  
住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）印南郡志方町永室76番地の2

共有者 金川 勝行

届出期間満了日 令和7年5月28日

令和7年3月28日 神戸地方裁判所姫路支部  
（別紙）物件目録

所在 加古川市志方町永室字本尺  
地番 77番4  
地目 公衆用道路  
地積 64平方メートル  
不明共有者の持分 2分の1

**令和7年（チ）第1号**

兵庫県加古郡稻美町六分-1354番地の3  
申立人 株式会社コーポレーションナガヤマ  
住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）尼崎市西難波町五丁目13番34号

所有者 作本 恵子

届出期間満了日 令和7年5月28日

令和7年3月28日 神戸地方裁判所姫路支部  
（別紙）物件目録

所在 加古郡稻美町野寺字穴澤  
地番 42番34  
地目 雜種地  
地積 193平方メートル

**企業年金基金変更公告**

NOK第二企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により次のように公告する。

- 変更後の基金の名称 NOK企業年金基金
- 変更前の基金の名称 NOK第二企業年金基金

金

**3. 変更年月日 令和7年4月1日**

令和7年4月14日

東京都港区芝大門1丁目12番15号

NOK企業年金基金  
理事長 高橋 則幸

**会社その他の公告**

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこそは解散するいにこだしましめた。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

**（甲）掲載紙 宮報**

掲載紙の日付 令和7年4月4日  
掲載頁 八十一頁（号外第七十七号）

**（乙）掲載紙 宮報**

掲載紙の日付 令和7年4月4日  
掲載頁 八十一頁（号外第七十七号）

令和7年4月14日

東京都千代田区外神田五丁目1番地1号  
（甲）株式会社ランステック  
代表取締役 西原 一将

東京都江東区越中島一丁目1番1号ヤマタ  
ネ深川一号館1階  
(乙) アロウズ・システム株式会社  
代表取締役 西原 一将

**会社公告**

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこそは解散するいにこだしましめた。効力発生日は令和7年6月1日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

**（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済**

掲載紙の日付 令和6年8月8日  
掲載頁 四十11頁（号外第一八七号）

**（乙）掲載紙 宮報**

掲載紙の日付 令和6年8月8日  
掲載頁 四十11頁（号外第一八七号）

令和7年4月14日

富山市八日町1116番地  
（甲）ダイム株式会社  
代表取締役 松森 浩士

富山市下奥井11丁目11番5号  
(乙) 大和薬品工業株式会社  
代表取締役 城戸 清隆



## 吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により日創プロニティ株式会社（乙）、住所福岡市南区向野二丁目一〇番二五号）が営む金属加工事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は令和七年六月一日付で日創プロ二ティ株式会社に商号変更し、乙は同日付で日創グループ株式会社に商号変更する予定です。

また、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

福岡市南区向野二丁目一〇番二五号

日創プロニティ分割準備株式会社  
代表取締役 石田 徹

新設分割公告  
当社は、新設分割により新設する株式会社 Be Clear（住所大阪市浪速区難波中二丁目六番一號ビル四階）に対し当社の玩具販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

鳥取県倉吉市和田二二六番地六

有限会社おわり  
代表取締役 林 敏信

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十四日

福島県郡山市三穂田町下守屋字箕輪二番地  
代表社員 大越 一仁

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目三五六番地一〇一〇八号 Juccci 合同会社  
代表社員 金城 順一

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

千葉県市原市君塚三一六一八  
ロドリゲス・プラザー合同会社  
代表社員 阿木礼ドラ

組織変更公告  
当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

東京都港区芝浦三丁目一一番二一号  
マネーフォワードホーム株式会社  
代表取締役 辻 康介

組織変更公告  
当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

東京都東大和市立野四丁目四九九番地の二  
東大和自動車整備協業組合  
代 表 理 事 清野 史郎

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

横浜市中区海岸通一丁目一番地  
合同会社大桟橋共同ビル  
代表社員 三洋ターミナルサービス株式会社  
職務執行者 川村 順三

資金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

宮崎県宮崎市鶴島二丁目一六番一五号  
合同会社カラーブラス  
代表社員 松本 彩

資金の額の減少公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

三重県いなべ市北勢町阿下喜一四四六番地  
美しいキモノとき和株式会社  
代表取締役 林 典弘

資金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二億八百四十万円減少することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

福島県郡山市三穂田町下守屋字箕輪二番地  
代表社員 大越 一仁

令和七年四月十四日  
東京都千代田区平河町一丁目六番四号

A1pacatech株式会社  
代表取締役 四元 盛文

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所二七二番地  
有限会社CHANCE

準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一億七千四百三十四万六千三百三十二円減少することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

大阪市福島区野田二丁目一六番三号  
株式会社KANEKIYO HD  
代表取締役 溝渉 太一

資金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二億三千五百万円、資本準備金の額を二億三千五百万円減少することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

東京都港区南青山二丁目一五番五号  
PERSONAL Global Work  
force株式会社  
代表取締役 多田 盛弘

資金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二億三千五百万円、資本準備金の額を二億三千五百万円減少することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

東京都港区芝浦四丁目二番一一七二三号  
Globa1 KA Holdings  
株式会社  
代表取締役 カヌーセンチャールズ  
マサオ

資金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一億六七九三万一九九円減少し三〇〇万円とすることにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

東京都港区芝浦四丁目二番一一七二三号  
Globa1 KA Holdings  
株式会社  
代表取締役 カヌーセンチャールズ  
マサオ

資金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を金四億二千七百二十一万六千二百九十二円、資本準備金の額を金四億二千七百二十一万六千二百九十二円減少することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

三重県いなべ市北勢町阿下喜一四四六番地  
美しいキモノとき和株式会社  
代表取締役 林 典弘

資金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一億六七九三万一九九円減少し三〇〇万円とすることにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

福島県郡山市三穂田町下守屋字箕輪二番地  
代表社員 大越 一仁

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十四日

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額を一億四千二百八十三万円、資本準備金の額を五千二百八十三万円減少することにいたしました。  
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。  
 令和七年四月十四日  
 大阪市西区立売堀四丁目六番九号  
 アトラグループ株式会社  
 代表取締役 久世 博之

**基準日設定につき通知公告**  
 当社は、令和七年四月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。  
 令和七年四月十四日  
 福島県南相馬市原町区西町三丁目四六一番  
 トレス株式会社  
 代表取締役 沖村 智

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。  
 なお、同日に当社の株券は無効となります。  
 令和七年四月十四日  
 群馬県佐波郡玉村町樋越二二〇番地一  
 株式会社アミック  
 代表取締役 福島 勇人

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。  
 令和七年四月十四日  
 東京都台東区浅草橋四丁目一〇番八号TF  
 Aビル三階  
 代表取締役 大塚 知

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。  
 令和七年四月十四日  
 東京都豊島区西池袋二丁目三六番一〇号  
 ACN池袋ビル一階  
 行政書士法人ユナイテッド  
 代表社員 毛利明日香

**令和七年四月十四日 東京都台東区浅草橋四丁目一〇番八号TF Aビル三階 真虹株式会社 代表取締役 村上ちはる**

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。  
 なお、同日に当社の株券は無効となります。  
 令和七年四月十四日  
 京都府木津川市山城町平尾城垣内一番地  
 株式会社コーケン  
 代表取締役 松尾 吉子

**株式分割につき通知公告**  
 当社は、株式一株を二株に分割することにいたしましたので公告します。  
 なお、効力発生日は令和七年五月一日です。  
 令和七年四月十四日  
 佐賀県小城市三日月町長神田六一七番地  
 有限会社陣内農産  
 代表取締役 陣内 佳人

**限定承認公告**  
 本籍千葉県浦安市入船三丁目四四番地一、最後の住所埼玉県熊谷市船木台三丁目一一番地  
 一  
 被相続人 死松本浩一  
 右被相続人は令和六年十二月十九日死亡し、その相続人は令和七年三月二十九日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない時は弁済から除外します。  
 令和七年四月十四日  
 埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番二号秩父鉄道熊谷ビル四階  
 相続財産清算人松本浩良  
 代理人弁護士 白石加代子

**任意清算公告**  
 当法人は、令和七年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方針に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 令和七年四月十四日  
 東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階  
 アジア8特定目的会社  
 取締役 ベネット佳恵子

**債権申出の公告 (第一回)**  
 NOKグループ確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があつたものとみなされたので、当該規約型確

**資金移動業の廃止の公告**  
 当社は、令和七年五月十五日をもって、資金移動業を廃止することといたしました。  
 資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、完了が必要な為替取引はございません。  
 以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

**令和七年四月十四日 東京都港区赤坂二丁目二三番一号アークヒルズプロントタワーR.O.P.七〇一二  
 I.C.ペイメントジャパン株式会社 代表取締役 千代田憲明**

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。  
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。  
<https://www.kaikei-home.com/axess/0066/index.html>

**令和七年四月十四日 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号  
 ゼビリーシング株式会社 代表取締役 故岡 淳**

**取消公告**  
 令和七年二月二十五日 (号外第三十六号) 掲載の合併公告及び新設分割公告並びに決算公告(株組)の全部を取消します。

**令和七年四月十四日 東京都羽曳野市誉田五丁目七番七号  
 (甲) 株式会社グロリア魔法瓶製作所 代表取締役 寺本 泰治  
 (乙) グロリア株式会社 代表取締役 横山 享**

**訂正公告**  
 令和七年二月十九日 (号外第三十三号) 掲載の第一期決算公告(株組)中、商号に「エズコンテナサービス株式会社」とあるは「ゼビリーシング株式会社」の誤りにつき訂正します。

**令和七年四月十四日 東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階  
 アリエス特定目的会社 取締役 ベネット佳恵子**

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。  
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

**令和七年四月十四日 東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階  
 アジア8特定目的会社 取締役 ベネット佳恵子**

**債権申出の公告 (第一回)**  
 NOKグループ確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があつたものとみなされたので、当該規約型確

**定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。**

**令和七年四月十四日 東京都港区芝大門一丁目一二番一五号  
 NOOKグループ確定給付企業年金 清算人 中山 貴仁**

**訂正公告**  
 令和七年二月十九日 (号外第三十三号) 掲載の第一期決算公告(株組)中、商号に「エズコンテナサービス株式会社」とあるは「ゼビリーシング株式会社」の誤りにつき訂正します。

**令和七年四月十四日 東京都港区六本木一丁目九番二号  
 ゼビリーシング株式会社 代表取締役 故岡 淳**

**取消公告**  
 令和七年二月二十五日 (号外第三十六号) 掲載の合併公告及び新設分割公告並びに決算公告(株組)の全部を取消します。

**令和七年四月十四日 東京都羽曳野市誉田五丁目七番七号  
 (甲) 株式会社グロリア魔法瓶製作所 代表取締役 寺本 泰治  
 (乙) グロリア株式会社 代表取締役 横山 享**

**正 誤**  
 令和七年三月三十一日 (号外第七十一号) 個人情報保護委員会告示第六号 (情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示)  
 (原稿誤り)  
 四六七ページ四行目は行頭を一字下げる。

**ページ段 行 誤**  
 令和六年十一月十八日叙位・叙勲欄中 (原稿誤り)  
 一〇三 一二三 「井出窪理」は削る。